

# 監獄雜誌



第七卷第一号

## 録 目

● 論説	改正條約實施準備と監獄當局者	佐川 環	(一頁)
● 監獄を司法省に屬せしむるの風説に就て			
● 監獄改良論第九回			
● 歐米監獄要録	小河滋次郎氏より小野田前警保局長へ通信		(九頁)
● 雜録	看守設置程度の改正を見る	在奈良 洋々 散士	(十頁)
	監獄即ち細則改正當局者の私見(承前)		
	監獄書記任用例改正の必用		
	何ぞ別房留置人處分の遅緩なるや		
	典獄の戒律説に就て		
	領置貨物給與工錢は誤謬なきを明せよ		(二十一頁)
● 監獄法令	勅令第三百六十二號と臺灣總督府訓令		(二十五頁)
● 叙任及辭令	各府縣數十件		(三十二頁)
● 寄書	數十件		(四十二頁)
● 雜報	數十件		(四十九頁)
● 問答	應答、質疑數十件		(五十三頁)
● 通信	數十件		(五十三頁)

# 會 告

○本年終刊の監獄雜誌は例年の如く来る十二月十五日附發行可致に付同號掲載の玉稿は希は同月十日前本會へ到達すべき様御送付を乞ふ

○本號及第十二號へ掲載せし質疑の應答は第八卷第一號へ載録すべし謹て寄書家各位に告く

●監獄雜誌来る十二月分迄の代金は年末計算上の都合有之例年の通り同月早々全額御精算御拂込被下度特に相願候也

明治廿九年十一月

## 警察監獄學會

### 警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元熙君序文

司法次官清浦奎吾君序文 帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文

神奈川縣知事 中野健明君序文 内務省土木局長 都筑馨六君序文

静岡縣知事 小松原英太郎君序文 内務省參事官文學士 久米金彌君序文

神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

### 監 獄 學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省備獄務顧問 故フラン・ゼト・パツハ君序文

東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 内務書記官文學士 久米金彌君序文

前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

### 日本監獄法講義

完

靜岡縣知事小松原英太郎君演述

### 監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文  
宇川 隆三郎君序文  
神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

### 獨逸監獄管理法

完

靜岡縣知事小松原英太郎君序文  
內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文  
內務書記官文學士久米金彌君序文  
神奈川縣典獄小河滋次郎君著

### 看守必携獄務提要

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字  
前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文  
宮城縣典獄山崎義徳君序文  
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

### 監內揭示條目辯解

全

# 監獄雜誌第七卷第十一號

## 論 說

### ● 改正條約實施準備と監獄當局者

既往二十年來朝野の間に喧傳せられし我帝國と締盟各國と條約改正の進行如何は當局者の鞠躬盡力に依り漸く其機運に到達し歐米諸強國間との改正條約は既に粗々批准交換を了し今や遺す所は僅かに二三國に過ぎずして此二三國間に在つても夫々之に着手しつゝあり漸次其歩武を進めつゝあるは世の具眼者の夙に是認する所なり然り而して其批准交換済なる諸國には英、米、露、伊、丁、伯、清、獨、等あり各其締盟條約は何れも皆均霑對等の完全なるものにして我國上下の舉て其大成を翬贊する所なるは勿論、從來の如き我が爲め不啻不利なる治外法權は撤去し、同時に内地雜居を許容したるは素より將に疑ひなき所なり  
 今や此批准交換済なる或ものに對しては交換後既に兩三年を経過し其實施を見る甚だ遠きにあらざるより政府夙に茲に見る所あり此頃改正條約實施準備委員會なるものを組織し位望并高き内務大臣樺山伯を委員長とし樞密顧問官田中子を副委員長とし其委員には内外の學理に精通せる學者及び實務に老練なる當局敏腕家十數名撰拔任命せられたり、而して此條約實施準備委員なるものは果して如何なる點に就き準備計畫せらるゝやは予輩の得て知る所にあらずと雖も抑も此實施準備委員の調査せらるべき大綱なりと云ふを聞



くに第一、警察監獄制度の改良、第二、裁判處分規定の改正、第三、内地雜居を許すに付、法律規則の改正すべきもの、種類、第四、各種の製造業及び會社の取締、第五、各種の税則に關する件、其他中央及地方の行政事務に關する諸般の規則中改正若くは新たに發布を要する法律規則の調査等其主なるものなりと然り果して此の説信なりとせば警察監獄制度の改良は就中其第一位を占むるは勿論警察は法律の規定以外に立て直接に吾人人民の權利自由を制限するものに係り監獄は法律の執行を實質に勵行し犯罪の消滅減少を圖るの目的に出づるものなれば甲は我國權の下に保護を依頼し乙は我國法に服従の義務を有するより自然に生出する結果かりと雖も彼に在つては何れも皆創始の服従義務に屬するものなれば是等外人に對する政府の措置如何は一層鄭重を要し遺漏なきを要するは勿論我國光を事實に發揚するの一大根原なるを以て政府が今日此委員の設置ある決して偶然にあらざるなり、然り既に政府該制度の改良に就き調査せしめらるる所あり殊に其委員の如きは高德にして實務に經驗多く内外の學に精通せらるる諸君にしあれば其調査改良の制度に至つては完全無缺にして非點なかるべきは予輩の斷じて信する所なりと雖も竊つて此完備の改良制度を實行する任に當る警察監獄の當路諸君に於ても能く此改良制度を運用し且其機宜に應ずる丈の素養準備なかべからざるは勿論、若し此監獄官警察官にして其準備素養なきあらんか折角の美法も良制度も瓦礫と一般其効果を奏する能はざるのみならず外は以て國權の尊重を殞し果は却て嗤笑を外人に招き國辱と輕侮を將來に遺すの杞憂なき能はざるに至る彼を思ひ之を思へば監獄警察の當局者たるもの今より考慮一番せずして可なかんや予輩熟ら現時の實況より觀察するに其未だ外人の足跡をだも止めざる僻遠邊陲の地は愚か明治の初年より頻りに外人の輻輳し貿易往來の頻繁なる横濱神戸長崎等の如き外國人居留地制度の存する地方に就き當該の警察官監獄官たるものは果して如何と云ふに其學能の如何は予輩姑らく茲に之を云ふを得

ずと雖も外人に及ぼす我警察權の作用は實に薄弱なるものにして（最も治外法權の然らしむる所ならんかなれども）外人が我警察權を侮蔑し蹂躪せること殆んど當局以外の眼よりするも憤慨に堪へざるもの多し加ふるに言語通せず彼の風俗を知らざるものに在りては將に指を口にし啞然たるの觀なきにあらざるが如し、然り而して其監獄官吏の如何に至ては最も當時無條約國人及無籍外國人の外は之を我監獄に拘禁する能はざる等の制なるより外國人に對する觀念の如きは殆んど全く之れなしと云ふも不可なきが如く其外國語を善くするもの如きは殆んど地を拂て之れなく恰も痛痒を感せざるもの比々として皆然るが如し去れば諸外國人を我國法の下に行刑せざるべからざる等の思想の如きは毫末も是れあることなし偶々無籍外人を拘禁執行する場合に際會することあるも常に彼外人に對しては監獄則規定以外の處遇に紀律に食料に除外例を適行して顧みざるが如きものなきにあらざるが如し是予輩の平素浩嘆する所にして他日改正條約實施準備の如きは殆んど夢想たも之なしと云ふも敢て不可なきが如し或は監獄構造法にして彼外國人を入れるの準備なく若くは監獄則上特別の規定なきより止むを得ざる事實なるべしと雖も當局者の頭腦にして之に處するの注意なしとせんか予輩が前段に杞憂したるが如き失体なきを未だ保すべからざるのみならず折角今後に於て調査改良せらるべき金科玉條も之を行ふ人の宜しきを得ざるより徒法死文に屬するあらんことを憂へざるべからざるあり、予輩今後に於て改良せらるべき成條は今より之を窺ひ知るを得ずと雖も刑法も改正せらるべく監獄則も改正の運に出づるなるべし予輩は是等諸法律の安生を希ふと同時に一面此改良制度を運用する監獄官吏たるもの今より宜しく他日に處するの素養準備あらんこと予輩の當局者諸君に希望する所なり、要之に改正條約實施の期は今や將に目睫の間に迫れり政府夙に改約實施準備委員會の組織ありと雖も該準備は獨り此委員にのみ放任すべきものにあらず、監獄官たるもの今より奮つて之れが實

行の準備に留意せられんことを敢て予輩の卑見を開陳すること爾り

●監獄を司法省に屬せしむるとの風説に就て

S U 生

道路説を爲すものあり曰く今回行政改革の結果として内務省警保局中の監獄事務を内務省より分離して司法省所管に屬せしむべしと而して此風説の信偽如何は素より吾人の保證する所にあらずと雖も抑も此の風説の胚胎する所を察するに現任清浦法相が在官の履歴より揣摩臆測せるものなるか將た或は清浦法相の意見に原因するものなるやに報せり、然り而して其理由とする所は現在の制度に依れば監獄は内務省の所管に屬し、從て監獄官吏は一般行政官吏と同一の待遇を受け居るを以て其地位常に鞏固ならず獄政の方針は時々刻々動搖し完全なる監獄改良は到底望むべからざる事に屬す、故に之を司法省の所管に移し監獄官吏をして司法官同様終身官たらしめ行政上の動搖を避け以て一定の獄政方針を確定せしむべしと云ふにあるが如し、是れ一應道理ある問題なるが如しと雖も抑も監獄管理權の内務省に屬すべきや將た司法省に屬せしむべきものあるやの議論は實に陳腐の問題にして歐洲各國の制度に於ても從來久しく司法省の所管に屬せしものを漸次内務省所管の下に移屬せしめたるに依て見るも（今尙司法省所管の下に屬する邦國なきにあらずと雖も）監獄の事務たるや純然たる行政事務にして内務省の主管に屬せしむるの正當なるや今更ら事新しく論争を要せざる所なるにも拘はらず從前既に常經の軌道を踐て今日に至る迄内務省所管に屬せしめたる監獄行刑事務をして司法省所管に屬せしむべしとの奇論は予輩遽かに之を信する能はざるなり最も監獄を内務省に屬せしむるの結果、監獄官吏を一般行政官と同一の待遇をなすより其地位常に鞏固ならず隨て獄政方針は時々刻々動搖し易きを以て監獄改良上に阻碍を與ふるありと云ふと雖も監獄をして從來の如く内務省の所管に屬せしめたれば連監獄官吏をして他一般の行政官吏と同一の待遇を爲さざるべからずと云ふの道理あることなく依然内務省所管の下に置くも他日改正せらるべき監獄法の明文を以て之を司法官と同様終身官となすこと決して難事にあらざるのみならず況んや前内相板垣伯が在官の當時に在つても典獄をして終身官たらしむべしとの風説さへ行はれたるに於てをや然るを今更監獄官吏の地位鞏固ならざるより獄制の方針確定せすとの單一なる理由のみを以て學說實驗共に當然行政事務として司法省所管より内務省所管に移されたる各國の類例あるにも拘はらず我國に於ても嘗て司法官廳に全屬若くは分屬せしめたるものを改め明治九年に至り内務省所管の下に轉屬せしめ爾來今日に至る迄依然内務省に屬せしめられしものを一朝監獄官吏が地位の鞏固ならざる位の薄弱なる理由を以て其所管を變更せんとするが如き議論は予輩其肯綮を得ざるのみならず將來累を監獄事務の上に遺すの虞れあらんことを憂ふるものなり加之ならず監獄事務をして依然内務省に屬せしめたれば連監獄政の方針一定せずと云ふが如き事實は予輩之を發見する能はざるなり去れば今之を司法省の所管に轉屬せしめたれば連監獄則の規定にして完美を缺くあらんか監獄官吏如何に終身官なりと雖も畫一の施爲を期する能はざるは勿論にして此點に就ては其所管の内務省たると司法省たるとは敢て甚だしき相違あらざるべきを信す要之に監獄事務の性質、及び道理上主管官廳の何れに屬せしむるを以て正當なりやの問題は各國歴史の證明する所にして今敢て之を追究するを要せず實に明かなる事實なりとす故に予輩は今日其所管を變更するの要なきのみならず唯其監獄官吏の地位を鞏固ならしめ今少しく俸給を豊かにし人才を集中する方法を講せば論者が云ふが如き完全なる監獄の改良は期して待つべきなり去れば此問題の如きは監獄官吏の淘汰問題にして所管問題にあらざることを知り得べきなり

因に記す監獄行刑事務の内務省に歸一せざるべからざる理由は世既に定論ありと信ず、然るにも拘はらず拓殖務省の新設以來従來内務省に統一し來りし北海道集治監及び道廳監獄事務を移して全省の所管に屬せしめられたるは予輩當時之に怪訝を抱きたり何となれば獄政の統一を謀る上に於て不便尠からざるのみならず均しく重罪囚にして内地の集治監にある者と北海道集治監に移送せられたる者との間に於て遇囚法を異にするが如き事實は到底之を免かるべからざればかり故に予輩は此際却て北海道の監獄事務を舊の如く内務省所管に復せしめられんこと希望の至りに堪へざるなり

### ●監獄改良論第九回

○組織第五教誨師撰擇

佐 川 環

論して此に至れば宗教てふ者は如何なる性質を具て其目的の底等の點にありやと言ふことを説明するは固より徒勞に非らず殊に吾輩が監獄改良論も漸く斯點に進みたるを以て宗教の性質を説明し其目的を開示するは頗る必要なりと雖今之れを細論せん歟一片紙上の所談に盡すこと能はず左れども之れを捨て言はざらん歟是亦意向を示すこと能はず故に其要領を記して意向を明にするの便宜に供せんとす其細論詮議の如きは他日を以て明示せんとす

今夫れ宗教てふ定義と目的とは各宗異論紛然所云派を分ち岐を異にすること年代を経るに隨て彌甚だし未だ曾て一に定るの大宗出るを認めず佛教家は概して釋迦一化の經説を認めて金甌無缺となし自ら謂ひらく我佛教こそ眞善無謬の宗教にして純正哲理を以て根柢となし大慈悲心を以て群生を度す世界古今之に勝る者あるべからず世運一變すれば世界の宗教は悉く我佛海に會歸せん是即ち來世紀文明の壯觀なるべしと以

上佛教家の願望期圖する所にして未だ必ずしも架空の妄想なりとは判断すべからざるが如し  
 佛教家が上の如き願望を披露するにも拘はず耶教徒も亦世界的宣言して曰く世界萬國海の東西を問はず宗教と稱する者其數多しと雖所云完全無缺眞善美を具ふる者は唯耶教あるのみ文明國の士已に之を信じて人間の徳相を優美にするの實に於て疑ふべからず之れ理論問題にあらずして事實問題なり若し疑ふ者あらば請ふ耶教國の人民を觀よ今後外交一層の便利を得て布教の自由を占領せば世界の人類をして耶教の旗下に風化せしむること疑ふべからざるなりと以上耶教徒の願望期圖する所にして是れ亦架空の妄談なりとは斷言すべからざるが如し

二教徒の宣言は同く是れ世界的にして國家的の者にあらず夫の日本道徳支那倫理と云ふが如き國家の下に生存して小成に安するは二種宗教の本性にあらざると豈に明白ならずや若し二教の原理に質すも教理の世界的なるは彌以て顯著なり若し宗教と稱する者にして世界的性質を具ひざる者は是れ宗教とは稱すべからざるなり然るを近來宗教家と稱する宗教の本性を捨て却て假相を確執し先輩の見る所然るを以て後進亦之れを祖述するに過ぎざるより本邦宗教家の泰斗と稱せざる者動もすれば教政二種の性質を混同雜亂し妄りに云々す敢て自ら其非を知らざるなり是以て宗教の風格は漸く下落して絶て超凡の風情かく俗中俗に墮して自ら是れ甘す彼等反言して曰く宗教は俗を度するの外に別の所度なるべし汝かんだ妄言を捨て云々するやと吾輩對て曰く所度の俗たる已に之れを知れり然りと雖今の宗教家は俗を度せんと欲して却て自ら俗に墮せり鏡面の穢物を照すは無垢透明なるを以てなり若し鏡面塵垢を着せば何を以て他の穢を照すを得んや汝已に汚せり何ぞ他の穢を洗はんや嗚呼古徳の名僧時の權門を教化し權を抛て之れに従ひ勢を忘れて之れを敬し風格超凡人をして欽慕措く能はざらしむる者必ず事あり其本を捨て末を執する何ぞ能く人を服



し俗を度するを得んや

抑近時の宗教家は國家の奴隸かり權門の從僕なり何をか今の宗教家は國家の奴隸なりと云ふ謂く近年宗教家の言行を察するに汲々乎として政權の下に甘從して曾て政權以外に卓立するの計を爲さず前に陳するが如く宗教は世界的なるを以て宗教の境界は甚だ以て廣大なるにも拘らず却て自ら狭小の版圖に附屬せんとして没々たること即是れなり宗教界學者なきにあらず論客なきにあらず識者なきにあらざるなり然るに先進之れを唱ひて後輩之れを祖述するの風情にして未だ曾て超然躍起地を無何郷に覓る者なく異口同聲我宗教は國家的かり我宗教は愛國的ありとて他の宗教の欠點を責むるに汝非國家なりと曰ふに至る何ぞ宗教の本性を忘れたるの甚だしきや

何をか權門の從僕なりと云ふや謂く各管長を始めとし一宗一派の名僧智識とも稱せらるゝ人にして先づ交を大臣權吏の官邸に求め乃ち宣言して曰く吾法主上人には某大臣と親密なり吾宗の智識は某權吏とは日頃の朋友と而て他宗之れを聞いて痛く欽羨に堪へざるの狀なき能はず其他官府貴紳の交際を以て無上の榮譽とする即ち是なり夫れ大臣權官の管長上人に交を求むるの冷淡にして却て管長上人の大臣權官に求むるの熱濃たるは果して何事ぞや評して國家の奴隸權門の從僕と曰ふも亦辭すべからざるにあらずや

茲に一段の奇觀と謂ふべきは夫の耶教徒が非國家的の排斥を受け其困難の極遠て國家主義を偽粧して吾も亦國家的宗教たるに負がず若し非國家的の言行ある者は眞の「クリスチヤン」に非らざるなりと汲々として辯護するに勉めたり彼等遠く萬里の波濤を越て來る者何ぞ宗教の本性を捨つるの謂あらんや然るに自ら屈すること亦此の如きは同く是れ世界的本領を目棄する者と謂はざるべからざるなり是に因て之れを觀れば内教と外教とを問はず已に本邦の宗教は同く宗教の性質を失ひ宗教の目的を認る者と評すべきのみ本論の必要は非らざるが如しと雖亦一概に贅視すべからざるを自信せり

要は非らざるが如しと雖亦一概に贅視すべからざるを自信せり

(未完)

## 歐米監獄要録

### ●小河滋次郎氏より小野田前警保局長へ通信

謹啓時下尊台愈々御清康可被爲在奉大賀候從て小生義不相換瓦全罷在瑞西「ゲュア」に於ける刑事人類學萬國會議の義も萬事好都合にて新學派の研究を得候而已ならず我國開明の進歩に對して刑事組織の實況を廣く萬國知名の士に普及せしむるの機會を得幸慶不遇の厚恩を奉感謝候右議會に關する復命の義は萬國監獄會議の復命と共に來春歸朝の上奉呈可仕心得に有之御含み置き奉願候

會議臨席の序でを以て兼て御内意伺ひ置候次第も有之同國「ベルン」府に到り萬國監獄會議常設委員長に面會致し委員會に關する打合せをなし好都合を得申候

會議終了後瑞西を始め伊太利南獨逸各聯邦國等を巡遊致し到る處監獄及び關係事業を視察調査致し申候伊太利は近來刑法及び監獄に關する有名の大家を輩出し殊に刑事人類學の祖國とも稱する程の國柄に御座候間監獄事業の如きも非常に卓越進歩する所あるべしと望みを屬し居り候處豫想に反し改良の實蹟に乏しく寧ろ劣等幼稚の地位にあるを免かれずと可申失望候乍去近來着々巨額の資を投じて監獄改築のことに從來しつゝあるは少くも改良氣焔の熾んなるを證するに足るべく前途好望を羨み申候

奧國に於ても各所の監獄を視察致し居り候際維納府を距る滾車行程三時間計り「グレムス」の監獄(重罪囚八百人前後を拘禁す)に於て訪問簿中尊台の御記名あるを發見致し尊台にも同監獄を視察被爲在候ことを

承知仕候御視察當時の典獄は齡既に七十前後目下維納府の監獄に勤務し居り申候  
 塙國に於ける女囚刑事被告人並に(短期囚を除く)の管理法は一種特別に有之行刑のこと擧げて之を私立婦  
 人協會に托し(管督命令の權は政府にあり)一囚若干の訓令を以て相當の保護金を下付し損益は一々該協會  
 に任せしむること手もなく監獄全体を一個人に受負はしむる組織に外無之事の宜しきを得たるものに非ら  
 ざること勿論に候得共案外弊害もなく一般に満足の成績を見る方に候由にて現に小生の實見する所に由つ  
 て之を見るも過囚の規律當局の熱心感化衛生のことに至るまで比較的大に見るべきものあるを認め申候

(以下略す)

九月廿八日

小野田明府侍史

小 河 滋 次 郎

伯林にて

### 雜 錄

#### ●看守設置程度の改正を見る

在奈良 洋々 散士

本年十一月十日勅令第三百六十二號を以て明治廿三  
 年勅令第二百二十八號即ち集治監假留監の看守人員

の規定中第一號乃至第三號及び明治廿七年勅令第四  
 號を以て發布せられたる廳府縣看守設置程度を發止  
 し更に集治監假留監並に廳府縣看守定員改正の件を  
 裁可公布せられたり而して其の實施の期明年度にあ  
 り散士は之を熟讀含味し舊令と比較するに大に其の  
 趣を異にせり依て爰に之を分類し新舊對照して之が  
 解釋を一定し以て實務家の參考に供せんと欲す

第一章 看守の人員を定むるの方法(第一條の解釋)

先づ第一に看守の人員を定めんとするには如何なる  
 方法に依るか散士は之を實際に適用して本令を解せ  
 んど欲す先づ爰に明治三十年度の看守の俸給を豫算  
 に組さんどせば其の人員を定めざる可からず如何に  
 して其の人員を定むるか本令第一條に依り前々年度  
 即ち明治二十八年年度より起算し既往に溯り廿六年度  
 迄至り其の廿八年度より既往の三ヶ年の拘禁男子の  
 平均を求む今假りに二十八年年度の拘禁男子を四百名  
 二十七年度を三百名二十六年度を八百名と假定し之  
 を三除するときは一ヶ年の平均五百名を得る此の場  
 合には七十五名の看守を三十年度の定員と爲すこと  
 を得る若し前例に反し其の平均四百名を得るときは  
 三十年度の定員は七十五名より十名減じたるもの即  
 ち六十五名を以て定員とす又之に反し其の平均六百  
 名を得るときは三十年度の定員は八十五名なりとす  
 此の如く新令は看守の人員を豫定するの原則を定め  
 たり然れども集治監に於ては但書を以て拘禁男子に  
 定員あるときは之に依り看守の定員を定むとあり此  
 の第一條但書は文理解釋を以て解す可からず何とな  
 れば例へば或集治監に於て拘禁男子の定員を五百十  
 五名と假定せんか法文には之に依り看守の定員を定

むとあり之とは何れを指したるや問はずして拘禁男  
 子の定員を指したるものゝ如し果して然りとせば其  
 の意味を知ること能はざるに至る故に散士は立法者  
 の精神を計り論理解釋を以て之を解せん之に依り  
 は第一條本文に云ふ處の五百人に付き七十五名及び  
 増減の場合には五十名毎に五名増減す可しとの標準  
 に依て定員を定むるとの意味ならん例へば五百五十  
 名の拘禁男子の定員とせば八十名の看守を以て定員  
 と爲すと云ふが如し然らば前述の五百十五名の如き  
 端數の拘禁男子の定員なるときは將に幾名の定員看  
 守を置かんとするが此の如き端數は本文の原則に依  
 り五百名に對する七十五名の定員に汲收せらるゝを  
 以て五十名に充たざる多少の端數は七十五名の定員  
 看守に影況を及ぼさざるものなり

以上の如く論ずるときは新令第一條は定員豫定の一  
 原則に過ぎざるが如しと雖ども散士は尙此一條の前  
 段は實際適用上の増減にも亦之を援引して解釋せん  
 ど欲す請ふ試に之を論せん舊令第一條第三條に依れ  
 ば實際に於て拘禁男百名増減したるときは十名の看  
 守を増減す可きこととせり然るに新令は此の趣旨を  
 全く採用せざりしが散士は其の趣旨を盡く撤去せざ



ることを固く信ず只百名とありしを五十名と爲し以て其の適用を容易ならしめしのみ若し新令第一條を以て絶對的に定員豫定の一原則のみに過ぎずとせば立法者は何を苦んで殊更に五十名と爲せしが專拘禁男子十名を増減する毎に看守一人を増減すると規定するの勝れるに若かず何となれば十名とするときは四名の看守を増加若くは減少するに至ることあれども却て正館を得るに至ればなり然れども立法者の此の如く規定せざりしものは之を實際に適用するに當り十名の増減毎に看守一名を増減するは却て繁難なることを豫想したればなり然れども定員より減少する場合は本條の取除けとして第四條の規定あり故に本條に包含せざるものとす

第二章 支署ある監獄看守の定員(第二條)

支署を有する廳府縣の監獄看守の定員は如何と云ふに此の場合は新令第二條の規定に基き第一條既往三ヶ年平均に依て定めたる定員の外に更に各支署毎に三人以下の看守を増置することを得る此の規定は舊令第二條を其の儘採用したるものにして新舊共に異なることなし

第三章 定員の外看守を置とを得る場合(第三條)

律を使役するが如き或は煉瓦運搬の如き是等の役業は最も多く看守を要するものなり

第三 特別の事情とは如何と云ふに天災地變の爲め若ば疫病其の他不意に起りし事情即ち當事者の豫期せざる特別の事情を云ふ今前例を詳述せば雷火等の天災に依り監獄燒盡し爲めに一時囚徒を寺院に拘禁したるに戒護者を多く要する場合或は洪水地震等の地變に依て避災の爲め多くの戒護者を要し或は疫病の爲め看守に多くの病者を出だし欠勤者多數の爲め若くは囚徒が疫病を隔離せし結果多くの戒護者を要するが如きは凡て當事者の豫期せざる特別の事情なり其の他類推して知ることを得ん然るに爰に起る可き問題は彼の第一條に依り既往三ヶ年の平均に依て看守の定員を定めたるに其の平均より囚徒非常に増加したる場合ありと假定せんか此の場合には第三條の特別の事情と云ふに包含せしめて五十人迄増加することを得るや否や散士は決して此の中に包含せずと思考す何となれば囚徒の増加は當局者の豫期する處にして特別の事情にあらず何となれば自然に増加したるものなればなり第三條の場合には拘禁男子に相當する定員看守のある場合にして其の外に特別の事

看守の定員は新令第一條に依り既往三ヶ年の平均に依て之を定む然るに此の定員の外に更に五十名迄増置することをを得る場合なり即ち左の如し

第一、監獄の構造

第二、役業の種類

第三、特別の事情

第一 監獄の構造とは如何なる構造を云ふか爰に適例を掲げて之を論せん例へば監獄の構造二階若くは三階或は扇面形等に依て看護者配置の場所に至る迄一定し其の構造を變更するに至らざれば配置の看守を減する能はざるが如き若くは舊幕時代の牢舎を其の儘利用し構造の不完全なるが如き或は工場各所に散在するが如き場合にして到底定員の看守を以て完全に戒護に従事せしむること能はざるが如き監獄の構造を意味したるものなり然れども之を要するに前例の如き扇面形若くは十字形の如き構造にして完全の建築なりとせば定員外の看守を要せざるなり多く定員外の看守を要する構造は不備不完全の構造にありと思考す

第二 役業の種類とは如何なる種類を云ふが其の種類の一二を擧ぐれば例へば監獄敷地の土木工事に囚

情の爲め定員外の人員を要する場合を想像したるの規定なればあり然らば増加の場合は何に依て看守の定員を増加するや即ち第一條前段の精神に依り五十名増加毎に五名の看守を増置することを得るものと解するの外他あらざるかり舊令第四條に依るも拘禁男子自然の増減は定員内に包含せしめ居れり然るに舊令は單に監獄の構造のみを以て定員外人員増置の原因とし且つ一々勅裁を経ざる可からず然るに新令は勅裁を経るに及ばずと役業の種類特別の事情の二個を増加せり誠に良法と云ふ可きなり

第四章 拘禁男子の増減は看守定員に影況を及ぼさるや(第四條及附)

新令第一條に依り既往三年の平均に依て看守の定員を豫定したるときは一定不動のものにして最早動かすこと能はざるか散士は其の決して然らざるを信す何となれば看守の定員は拘禁男子を基礎として設置したるものなるを以て其の基礎たる拘禁者に非常の増減を來すときは從て官員にも變更を來たさざるを得ず第一條の定員を定むる基礎を見るに明に五十名の増加に依て看守五人を要することは立法者之を認め居れり故に第四條は第一條の例外として減却する

場合は特に百人に對して五人を減することを得ると  
 減却の場合のみを想像して増加の場合を本條に豫期  
 せざる所以のものは第一條にて豫期し居るを以てな  
 り若し新令一條を嚴格に解釋し單に定員豫定の原則  
 のみを規定したるものとせば必ず第四條に於て第一  
 條の平均數に比し五十人以上増加す可き場合をも想  
 像して規定せざる可からず然るに増加の場合を規定  
 せざるものは第四條減少を以て第一條の例外と認め  
 しものに外ならず若し増加したる場合に第一條前段  
 に依り定員數より増加を請求することを得ずとせば  
 却て増加の場合を第四條に規定し減却の場合を規定  
 するに及ばず何となれば減却の場合の規定なきも實  
 際に必要なときは之を減すればなり定員あるもの  
 は必ずしも常に定員の人を置かざれば違法なりと云  
 ふ可きものにあらざればなり然らば立法者は何故必  
 要なる増加の場合を豫期せずして却て利益少き減少  
 の場合を規定せしやと云はざるを得ざるに至ればな  
 り皮相の見を以てせば本令中平均數に比し増加した  
 る場合は規定せしと云ふものあらん若し本令に嚴格  
 の解釋を施さば或は然らん然れども是等の勅令は制  
 裁若くは義務負擔の勅令にあらざるを以て比附援引

の解釋を爲すも敢て差支へなしと雖ども新令第四條  
 中に於て第一條の平均數に比し五十名増加毎に五名  
 の割合を以て看守を増加すべき事を規定せしならば  
 或は一點の疑ひなかりしならんか事爰に出でざりし  
 は實に遺憾とする處なり世の本勅令を解するもの文  
 を以て意を害する勿れ

第五章 附則(第五條乃至第七條解釋)

教習中の看守は新令第五條に依り定員の中に包含せ  
 ず故に前年度に於て豫算を組むに當てや必ず定員外  
 に教習看守の俸給を人員に依て定めざる可からず次  
 に本令の効力は明治三十年四月一日より實施せらる  
 而して是と同時に明治二十二年勅令第二百二十八號  
 中第一號乃至第三號並に明治二十七年勅令第四號は  
 効力を失ふものなり

●監獄則施行細則改正當局  
 者の私見(承前)

本欄に毎號連載し來りし監獄則施行細則改正案に  
 就ててふ稿は未だ其筋に於て成案となりたるも  
 のにあらざるは勿論云はゞ當局者の私見とでも云  
 ふべきものなるべければ讀者諸君幸に其心して讀  
 了せられんことを尙ほ以下引續き連載し予輩の卑

見を付言することとせり 記者誌す

十一、階級制施行の件予輩の從來監獄を説くもの  
 言を聞くに遇囚法中最も完全にして且最も監獄  
 の目的を達せしむるに善美なるものは果して何ん  
 ぞやとの疑問を提出するあらんか萬口一致何人も  
 皆分房制の右に出づるものなしと即答を與ふるに  
 躊躇せざる所なり然れども熟ら其真相を探聞する  
 に或る少數の學者は却て之れが反對の意見を抱持  
 せらるゝやに漏れ聞きしとあり然りと雖も予輩は  
 素より絶對的分房論者にして分房制度の遇囚法上  
 利益多きことを認むる勿論なりと雖も此可とする  
 分房制度を實施せんには尠からざる費用を要し到  
 底現在の監獄に在つては其十一だも目的を達すべ  
 からざるを以て果して此良制度にして實行すると  
 せんか全國監獄をして分房制を實施する丈に改築  
 新營を要するは到底免かるべからざる數なるにも  
 拘はらず監獄費地方稅制度の今日に在つては此新  
 築改營の大英斷を爲さんこと夢想たも庶幾すべか  
 らざることに屬す然れば連依然今日の儘なる雜居  
 拘禁をして繼續するあらんか當局者如何に監獄の  
 改良を唱ふるありと雖も百年黃河の清を望むと一

般其目的を達する能はざるは識者を待て後に知ら  
 ざるのみならず監獄は常住犯罪の養成所を以て目  
 賭せられんこと予輩の與々も遺憾とする所なり然  
 り而して雜居制の此有害を認むるありと雖も一足  
 飛に分房の良制度に改正せんことは前陳の如く事  
 實の許さざる所あり其實行を期せんこと茲兩三年  
 間の能くする所にあらざるなり故を以て此最良最  
 惡の兩制度を折衷したる所謂階級制に依て遇囚の  
 方針を確定せんこと今日多くの學者の共に賛成す  
 る所なるを以て當局者の意見も略々此點にあるが  
 如き傾向なるは予輩の極力賛成を表する所あり而  
 して其階級は一級乃至四級とし其各階級毎に遇囚  
 上に差別を設けたり今其標準なりと云ふを左に掲  
 げん

い第四級

- 一、分房に拘禁す但監房の構造身體の狀況に因り
- 已むを得る場合は此限にあらす
- 二、炊夫看護夫理髮夫に使役せず
- 三、衣服臥具は淋瀝補綴したるものを貸與す
- 四、工錢は十分の二を給與す
- 五、飯米の割合は十分の三とす

る第三級

- 一、分房に拘禁す但監房の構造身体の狀況に依り止むをざる場合は此限にあらす
- 二、七日毎に一回金壹錢以下の別菜を給す
- 三、入浴は可成下級囚に先たしむ
- 四、工錢は十分の三を給與す
- 五、飯米の割合は十分の四とす

は第二級

- 一、夜間分房に拘禁す但監房の構造身体の狀況に依り己むを得ざる場合は此限にあらす
- 二、七日に二回金壹錢以下の別菜を給す
- 三、入浴は成るべく下級囚に先たしむ
- 四、工錢は十分の四を給與す
- 五、飯米の割合は十分の五とす

に第一級

- 一、雜居拘禁に付することを得
- 二、七日に三回金壹錢以下の別菜を給す
- 三、入浴は下級囚に先たしむ
- 四、工錢は十分の五乃至六を給す
- 五、飯米の割合は第二級と同じ
- 六、監房内に安坐を許すことを得

七、冬期は蒲團壹枚を増給することを得

(注意)賞表を有せざる者は總て第四級とし一個を有する者は第三級二個を有する者は第二級三個を有する者は第一級とす

現に賞表を有する者は一個を第三級二個及三個を第二級四個及五個を第一級とし前項に依り賞表を改着せしむ

は第四級の囚人中行狀最も不良なる者は級外とし左の例に依り其處遇を異にすることを得但改後の状態るときは直に四級に復することを得

- 一、工錢は十分の一を給す
  - 二、衣服臥具は最も粗なるものを給す
  - 三、入浴は最終に於て爲さしむ
  - 四、晝夜分房に拘禁す
  - 五、菜は他囚より粗なるものを給す
  - 六、左袖に級外と墨書したる白布を縫着す
- へ作業等級三等にして程科を了する者には一ヶ月一回、今二等にして程科を了りたる者には二回、全一等にして程科を了りたる者には三回別菜を給することを得但一回金二錢を越ゆることを得す
- 級外囚は前項に依るの限にあらす

と餘罪又は犯罪の爲め訴追せられ訴訟進行中に係る者并に懲罰執行中の者は其期間優遇を停止す

ち監獄及工場は一級毎に區劃すべし但作業上止むを得ざるときは第三級以上の工場を同一に爲すことを得

り流刑禁獄輕禁錮及拘留の囚人及懲治人は前數項に準し其處遇を爲すべし但飯米の割合は十分の四乃至五とす

ぬ前項の囚人は總て雜居拘禁に付することを得又常に安座せしむることを得

る晝夜分房の拘禁は三年以上之を強制することを得す

(未完)

●監獄書記任用例改正の必要

監獄書記任用例改正の必要は業已に數年來の問題にして之が實地は常に適任のものを得る能はず自然獄務の進歩を防ぐる大なりと云ふべし今實狀として支障のある所を聞くに看守五ヶ年以上勤續にして精勤證書を有するものは看守長に任用するを得るの例は明治二十三年の規定にして現今府縣に於ける現任看守長は大約此規定に因て任用せられたるものに係り而して實際の技量より云ふときは書記計算の事務を

辨するの技量は充分あるにも不拘書記に轉し若くは書記を兼任せしむるの資格なし然るに監獄支署長に欠員あり之に充んとするときは書記を兼任するに非ざれば能はず去り逆不適任のものをして之を充用せしめんか官名而已合法せるに止り其實支署を支配するの器量に非ず不得止他より轉任の策を講ずるも此學を専修したるものに非れば是又獄務を操縱するを得ず由ては是等任用例の改正は躊躇なく速に決行せられんことを企望して止まず

●何ぞ別房留置人處分の遲緩なるや

別房留置人は今日尙ほ全國何れの監獄に於ても之れあり最も地方に依り人員に多少の増減ありと雖も皆無なる地方は之れあらざるが如し、予輩は此別房留置人の處分に付其筋に向て訴へたると決して一再に留置らずと雖も今日迄尙ほ依然として之に關する改正訓令の發布なきは予輩の平素遺憾とする所にして別房留置人とし云へは刑餘羈る所なき者なるは勿論此無宿者を社會に放免するは監視執行上の効果なきのみならず法律が監視を付加したる者をして監視の執行を確實ならしめざる等の慮なきにあらざるより



刑法附則は之を監獄の別房に留置するの制を探りしものなり。雖も刑餘の別房留置人にして果して再犯の虞あり社會の安寧を妨害するが如き種類のものに在つては犯罪豫防の方便上素より止むを得ざるべし。雖も所謂偶發的犯者にして主刑の執行中眞心悔悟し決して再犯の虞れなき者にして尙ほ監視附加刑の執行を受くべき居住なきもの（或は引取人の承諾を得ざる類）又は住所遠地にあつて歸着の旅費なきものにして止むなく監獄に留置せざるべからざるが如き者に在つては本人の不幸は勿論監獄の損失決して尠なきにあらざるなり。是れ専ら現行刑法が犯罪の種類に依り一般的に監視の附加刑を科するの制を採りたるに於て刑法附則に於て監視規則を餘り嚴密に規定したるの結果にして刑法及刑法附則の明文にして改正せられざる以上は予輩之を是非するを得ざるなり。雖も現今の別房留置人の内には随分不幸なる境遇に立ち久しく監獄内に呻吟する者決して尠なきにあらざるは事實の證明する所にして予輩の轉々痛惜に堪へざる所なり。加之からず親屬故舊にして引取を肯んせざる爲め又は住所遠隔の地にありて歸着の旅費なき爲め空しく別房に留置せざるべからざるが如き

類は實に法律の規定が究屈に失したる者にして之れに處するの方法手段は現行の規定以内にて便宜取行ふとの難事にあらざるのみならず随分内務大臣か一片の訓令又は内訓位を以て處分し得べき道之れなきやを疑ふ例令は明かに保護若くは監督の責務ある親屬縁故ある者は監視引取の承諾を待たず又其住所の遠地にある者に對しては監獄費より相當の旅費を支辨するか又は止むなくば沿道警察選傳を以て住所に歸着せしむるの便法を開くか若くは本人住所の地方教育費より旅費を支辨せしむるか其手段の何れたるを問はず相當の活路を開かしむるが如きとは監督官廳の訓令に依て決して爲し能はざるべきことにあらざるを信す然るに現行監獄則實施以來既に七八年を経過する今日尙ほ明文以外の刑餘者を依然監獄に留置する如きは當局者の注意の到れるものと云ふ能はざるなり。現行監獄則の正面より之を見れば刑餘者を監獄に留置するは實は變例の甚だしきものにして一時の變例が却て今日の定則として顧みざるが如きあるは予輩の怪訝に堪へざる所なり。監督官廳に於ても此所一考慮ありたきことにこそ、予輩此頃別房留置人にして住所遠地にある爲め歸着の資力なき

より久しく監獄内に呻吟せるの結果懊惱遂に神經質疾病に罹り獄醫の醫療其効を奏せず空しく監獄内の鬼と化し去りしものあるを聞き尙ほ其者の在監中の性行如何を追究するに洵に可憐なる事情のあるあり。開は他にあらず當局者が兼て原籍地の町村役場に引取人の有無及承諾の如何を照會せしに家に實父母のあり素より引取方異義なしと雖も家素貧にして旅費支辨の手段なし然れども遠からず應分の旅費を工面し送付すべければ當分相當の處分有之度云々との回答に接し居りしに未だ該旅費の到達せざる以前病勢革まり遂に鬼籍に上げりしと云ふ婦女あるを聞けり。是は素より一事例に過ぎずと雖も世間此類のもの多かるべしと思考せり、要するに是れ皆な法の弊にして不幸監獄内に刑餘者を匿せしむるが如き弊陋は予輩速かに之を改正せらるるに各ならざらんことを希望せざるを得ざるなり。當局者以て如何と爲す

●典獄の減俸設に就て

行政整理の進行は端なくも典獄の俸給減額説を報ずる新聞あり予輩今の時に當て此忌むべき憂ふべき風説を耳にする不祥是より大なるはなし抑も典獄を判任官たる地位より上ほして現時の如き高等官とせし

は僅々數年前の地方官々制改正の結果にして既往此數年間の時日は實に我監獄事業の上にて一大改進を促かしたる時期なるに相違なし然り而して其遠因は種々あるべしと雖も典獄の地位を高め少壯敏腕の士を割合に多く登用したるの效果にあらざるはなし彼の語に所謂地位は其人の品格を高め品格地位の高貴ならんことを欲するは人の常情なればなり。即ち典獄の地位を高等官に進めたる結果現時の如き有爲有識の士の多く監獄社會に雲集したる所以に外ならざるは予輩の確く信して疑はざる所なり。然り而して典獄の俸給は果して幾何なるやと云ふに普通年俸六百圓にして指定地僅かに八百圓より千圓の間に過ぎず去れば之を職務の性質煩勞多きより觀察するに決して豊富なりと云ふ能はざるのみならず現に各高等官中殆ど其末班に過ぎざるか如し、是れ未だ全く登龍の士を全國監獄に網羅する能はざる所以の理由に外ならずと云ふも決して誣言にあらざるを信す、而して予輩は將來此社會に向て如何なる抱負あるやと云ふに寧ろ前日に陪從するもの幾何なるやを知らざらんとす就中改正條約實施準備の如きは今日以後最も潛心

注意研究を怠るべからざるものに屬す去れば今日典獄の位地たるや甚だ低しと云ふも決して高きに失するものにあらざるや明けし然るに一面此將來一層有爲の人才を要する監獄事業に向て然かも典獄の俸給を減少せんと云ふが如き思想は行政整理委員の腦中毫も之れなきは斷じて予輩の確保する所なるのみならず益々人才を登用し得る方面に向て増俸説を主張する者の輩出せんことを希ふものなり予輩は即ち此典獄増俸論者にして嚮き既に板垣伯大臣の當時に於て之を耳にし大に賛同を表したり然るに未だ數月ならざるの今日圖らざりき不祥にも此減俸の風説ありとは予輩決して之を信する能はざるなり

要するに予輩は行政整理委員に向て典獄の俸給を高め試験法に依り有爲の人才を登用するの關門を開かれんことを冀はざるを得ず果して此關門にして開かれんか博識有爲の士雲霞の如く群集せんことを期して待つべきのみ

●領置貨物給與工錢は誤謬なきを期せよ

監獄事務の最も不整理を外面に露出する者は在監人より領置の金員物件に遺脱誤謬を來し及役囚給與工

錢の違算を當該囚人より申告を受け訂正記録するよが大失体なるはなし而して其一面違算誤謬なきを期するは當局者の最も難事とする所なり然れども當局者が此難事たるの故を以て誤謬遺漏を許すべからざるは又素より論を待たざる所にして領置主任者は假令細微なる物件、毫厘の金員たりと雖も之を處理する上に於て貴重高價なる物品、多額の金員に對するが如き注意を以てするを要するは勿論尙も疎漏の扱は予輩斷じて之を不可なりとす人各能あり不能なりと雖も其局に當る者は慎密鄭重疎漏なきを期せざる可らざるなり、役囚の給與工錢に在ても亦之と同一理にして法定の性質權利的たると恩惠的たるとを問はず監獄則が明文を以て其十分の二若くは四を給與すと規定する以上は作業者は當然給與を受くべき權能を有する者にして當局者の疎漏過誤に依て給すべきを給せず或は少く給するが如きことは是れ又監獄の失体たるなき能はざるなり予輩嘗て此二項に就て往々誤謬あり在監人出監の際下付を要する時に當て尙之を覺らず出監者より注意を受け倉皇取調補給を爲すが如きこと往々之れあるを發見せり尙ほ或る者在に在つては出監期に至り或は當局者の取調に多少の

時間を費消し出監時間の遅延するより當然下付を受くべき金品にして其權能を拋棄し出監を敢てするが如きこと又之れなきにあらず右は何れも事務整理上の瑕疵に屬すべきものなれば當局者に於ても豫め右等の過謬なき様平素注意ありたきものにこそ敢て當局者の注意を請ふ

監獄法令

勅令第三百六十二號 明治二十九年十一月十日

- 第一條 集治監假留監并廳府監看守の定員は拘禁男子五百人に付き七十五人とし拘禁男子五百人以上は五十人を加ふる毎に看守五人を加へ拘禁男子五百人未満は五十人を減する毎に看守五人を減じ毎年前々年度より起算し既往三年間の拘禁男子平均數に依り之を定む但集治監に於て拘禁男子の定員あるときは之に依り看守の定員を定む
- 第二條 監獄支署ある廳府縣に於ては前條定員の外各支署に三人以下の看守を増置することを得
- 第三條 監獄の構造役業の種類其他特別の事情に依り必要ある場合に於ては第一條定員の外更に五十人以下の看守を増置することを得
- 第四條 拘禁男子の現在數第一條の平均數に比し百人以上の減少を生じたるときは百人に付看守五人の割合を以て其年度内に於

- て臨時看守を減員することを得
- 第五條 教習中の看守に定員以外とす
- 第六條 本條は明治三十年四月一日より施行す
- 第七條 明治二十三年勅令第二百二十八號中第一號乃至第三號并明治二十七年勅令第四號は本令施行の日より廢止す
- 參照
- 明治二十三年勅令第二百二十八號 集治監假留監看守の人員及俸給を定むること左の如し
  - 一、看守の人員は在監人五百人に付七十五名とす
  - 但三池集治監及北海道にある各集治監には此定員の外五十名以下の看守を増置することを得
  - 二、在監人五百人を越ゆるときは百名を増す毎に看守十名を加へ五百名に満たざるときは百名を減する毎に看守十名を減す
  - 三、看守人員の増減を行ふは在監人の員數に百名の差を生じたる場合に於てすべし
- 明治廿七年勅令第四號
  - 第一條 廳府縣看守の定員は拘禁男子五百人に付七十五人とし拘禁男子五百人以上は百人を増す毎に看守十人を加へ五百人以下は百人を減する毎に看守十人を減す
  - 第二條 監獄支署ある地方に在つては前條定員の外各支署に三人以下の看守を増置することを得
  - 第三條 看守定員の増減は拘禁男子に百人の差を生じたる場合に於て之を行ふ
  - 第四條 監獄の構造に依り本令の定員に依り難きときは内務大臣は勅裁を経て之を増減することを得



○内務省訓令第九號 明治二十九年十一月十二日  
監 府 縣 北 道 廳 本 除 庫

明治二十七年當省訓令第一號第一項中「以下は」の下「二人」を「三人」と改め第四項を削除し明治三十年四月一日より施行す  
參 照

明治廿七年内務省訓令第一號

第一項一、女監取締は毎監獄拘禁婦女二十五人以下は二人を置き以上は拘禁婦女二十五人を増す毎に女監取締一人を加ふ  
第四項一、女監取締人員の増減は拘禁婦女二十五人の差押丁の増減に拘禁男子に百人の差を生じたるに於て之を行ふ

○臺灣總督府 訓令

訓令第二百二十三號

臺灣總督府看守及監獄警分掌例左の通相定む  
明治二十九年十月三日

臺灣總督 子爵 桂 太 郎

臺灣總督府看守及監獄警分掌例

第一章 看守の職務

- 第一條 晝夜交替して警守受持場を巡警すべし
- 第二條 看守長の立會を受け在監人員の點檢をなすべし
- 第三條 看守長の立會を受け監房を檢査し其當置器具等を點檢すべし

第四條 在監人の族籍、氏名、年齢、罪質、刑名等を記録するは勿論日々の行狀を觀察し其事項を手帳に詳記し看守長の檢閱に供すべし

第五條 在監人の役業を督勵し其科程の了否を點檢すべし

第六條 服役者にして其作業に關せざる他事を交談し又は器具等を交換し或は漫りに部外の工場に到るか如き所爲ならしむべし

第七條 新に入監するものあるときは其身体衣服を搜檢すべし其入監後監房を出入するるときも亦同し

第八條 監門を守り其出入者に注目し漫りに通行せしむべからず

第九條 監房の閉閉を掌り其鎖台を點檢すべし

第十條 工場器械庫其他に在る物件排列の整否を注視し器具等の散失なき様嚴密取締をなすべし

第十一條 炊事浴場等を巡視し火災の虞なき様嚴密取締をなすべし

第十二條 獄則違犯者又は應禁物藏匿等あることを認知したるときは嚴密に取亂し其證據を明舉して看守長に申告すべし

第十三條 密室監禁者及屏禁閤室獨憤者の動靜は特に之を觀察し其狀況を看守長に具申すべし

第十四條 戒具は日々點檢し不時の使用に支障ならしむべし

第十五條 食物の配與獄衣其他給與品及差入品等の受渡に立會ひ不正不真の所爲ならしむべし

第十六條 在監人の接見及教誨の席に立會ひ其舉動を注視すべし

第十七條 病者の醫治に立會ひ其舉動を注視すべし

第十八條 在監人中に急發病者あるときは直に看守長に申告すべし

治に關する一切の事務に従事すべきものとす

第二十九條 常に監内一般の衛生事項に注目し其方法を考究して意見を監獄署に具申すべし若し衛生上に關する事項に付監獄署長より諮問を受けたるときは之を詳査し報告すべし

第三十條 在監人を診斷したるときは其氏名病性徵候治否及處方を調治簿に詳記し監獄署長の檢閱に供すべし

第三十一條 新に入監する者の體質を檢査し其強弱等を監獄署長に具申すべし

第三十二條 各監房及工場等を巡回し在監人の飲食物及衣類等を注視して衛生上に害ありと認むるときは改良の意見を監獄署長に具申すべし

第三十三條 流行病及傳染病發生の兆あるか又は該患者あるときは直に監獄署長に稟請し其病症及感染の形狀を詳悉し豫防消毒を施行すべし

第三十四條 減食又は閤室等の懲罰に處せらるべき者を診察し其身体に妨なきや否やを詳記し其證明書を監獄署長に差出すべし

第三十五條 在監人中に急發病者あるの報知を受けたるときは直に其居所に就き診察治療すべし

第三十六條 服役すべき囚人の疾病快復するときは其場ゆべき役業の種類を指定し監獄署長に具申すべし

第三十七條 患者攝生の爲め特別の衣食物品等を要するときは事由を詳記し監獄署長に具申すべし

第三十八條 施療中危歎の恐ある手術を施すときは其旨を監獄署長に具申して許可を受くべし

第三十九條 患者癆瘵疾若くは危篤に至れば診斷書に處方箋を添

し

第十九條 水火風雷等非常の變災に際しては最も取締を嚴にし在監人を避けしむるの準備をなし上官の指揮を待つべし

但事急遽に出て指揮を待つるの違なきときは救護の爲め一時房外に出すことを得

第二十條 反獄逃走等あるときは非常の合圍をなし直に鎮壓捕獲の手に配をなすべし此場合には直に上官に報告すべし

但事急遽に出て差廻き難きときは直に追跡することを得

第二十一條 在監人の頭髮身体衣服に注目し若し垢染破損せし等のものあるときは直に看守長に申告すべし

第二十二條 監房炊場浴場圍園工場等の掃除に立會ひ不潔ならしむべし

第二十三條 署員の在監人に接する状態を觀察し若し相狃るゝものあるを認むるときは直に看守長に申告すべし

第二十四條 監内の異狀を見聞するときは直に看守長に申告すべし

第二十五條 在監人の押送を掌り其押送中は在監人の路人と聲語し又は之を侮笑し又は歩行を紊して行人を妨ぐる等都合の所爲ならしむべし

第二十六條 在監人より願訴を爲さんとする者あるときは直に看守長に申告すべし若し封書を出すときは直に看守長に致すべし

第二十七條 文字を書く能はざる在監者の爲めに願訴の書面を代書し且之本人に讀み聞かすべし

第二章 監獄署の職務

第二十八條 監獄署長の指揮を受け在監人の疾病を診察治療し醫

へ之を監獄署長に差出すべし

第四十條 在監人中病死又は墮死したるものあるときは監獄署長並に看守長と俱に驗屍し其死亡の原因及病證死狀等を詳記し死亡證書又は檢案書を添へ之を監獄署長に差出すべし

第四十一條 患者若し死後に解剖を請ふものあるときは速に之を監獄署長に具申すべし

第四十二條 在監人中詐病を據へ診察を乞ふものあるときは看守長に申告すべし

第四十三條 差入飲食物あるときは之を檢査し其可否を監獄署長に具申すべし

第四十四條 看病者の適否を監視し意見あるときは直に監獄署長に具申すべし

第四十五條 醫療器械並に書籍等を管理し散失破損せざる様注慮すべし

第四十六條 患者の日表及月表を製し監獄署長の檢閱に供すべし

第四十七條 看守志願者の體格を檢査し又は看守長の要求に據り看守の疾病を診斷すべし

勅令第三百六十六號 廿九年十月八日

○勅令第三百六十七號 廿九年十月八日

典獄分監長看守長及看守の服制并に提燈徽章別表の通定む  
本令は明治三十一年四月一日より施行す但し看守に在ては本令施行の際既に給與せる現品は其の保存期限内之れを使用せしむることを得

典獄分監長及看守長は本令施行前と雖も本令に定むる所の服制并に提燈徽章を用ふることを得(別表略す)

- 看守給與品及貸與品規則
- 第一條 看守に給與すべき品目左の如し
- 一 冬服 一 夏服 一 甲種外套(雨褸付) 一 乙種外套(肩掛)
- 但し地方の情況に依り給與せざることを得
- 一 朝 一日覆 一 長靴 一 短靴 一 下襟白 一 手袋白 一 靴下 一 襪袴下
- 第二條 看守に貸與すべき品目左の如し
- 一 刀 一 帶 一 刀帶 一 朝章 一 外套縹皮 一 手帖 一 捕繩 一 呼子笛 一 提燈
- 第三條 給與品は現品を以て給す其保存期限は左の通り之れを定む但し止むを得ざる事情あるときは主務大臣の認可を経て本條の保存期限を變更するとを得
- 一 冬服一組 二年 一 夏服二組 一年
  - 一 甲種外套兩覆共一箇 二年 一 乙種外套一箇肩掛 二年
  - 一 朝一箇 一年 一 日覆一箇 一年
  - 一 長靴一組 一年 一 短靴二組 一年
  - 一 下襟一箇 四ヶ月 一 手袋一組 四ヶ月
  - 一 靴下一組 一ヶ月 一 襪袴下一組 六ヶ月
- 第四條 下襟、手袋、靴下に限り代料液を爲すことを得
- 夏服及短靴は同時に二組を給與するも妨なし
- 第五條 免職、休職、轉職、若くは死亡等の者あるときは其貸與品は速に之れを還納せしむべし保存期限内に在る給與品も亦同し
- 第六條 貸與品又は保存期限内の給與品を破毀、消費、若くは紛失したる者あるときは職務上止むを得ざる事情ありと認むるものに限り代品を給與又は貸與し取扱の疎虞懈怠等に出でたるもの

なるときは其の代料を徴収して代品を給與又は貸與すべし

第七條 給與品及貸與品の修補は總て自辦とす

第八條 本令は明治三十一年四月一日より施行す

### 叙任及辭令

○岡山縣  
岡山監獄書記兼看守長 村田 愷 正  
○京都府  
滋賀監看守長 石 木 鑑

任京都府監獄書記兼看守長(給七級俸)宮津監獄支署長を命ず  
京都府監獄書記兼看守長 (宮津監獄支署長) 大 塚 松 三  
(給五級俸)非職を命ず

京都府看守長兼監獄書記 (拘留監詰) 菅 谷 定 興  
京都府看守長 (第二課員) 田 中 觀 之 助  
京都府監獄書記 (第一課員) 壺 岡 四 郎  
依願免本官

京都府監獄書記 (第三課長心得) 鹽 見 喜 太 郎  
(給八級俸) 監獄署第三課長を命ず

京都府監獄書記 (宮津支署在勤) 加 藤 劍  
京都府監獄書記 (第三課員) 服 部 清 一  
京都府監獄書記 (第一課員) 加 藤 安 五 郎  
京都府看 守部長大 谷 長 義  
京都府看 守長 (給十級俸) 監獄署第二課員を命ず  
長 谷 川 巖

自今月俸拾壹圓を給す  
京都府監獄書記 (第三課員) 服 部 清 一  
自今月俸九圓を給す  
京都府監獄書記 (第一課員) 加 藤 安 五 郎

任京都府看守長 (給十級俸) 監獄署第二課員を命ず  
長 谷 川 巖  
任京都府監獄書記 (一俸拾壹圓を給す) 監獄署第三課員を命ず  
田 中 正 明  
任京都府監獄書記 (月俸九圓を給す) 監獄署第三課員を命ず  
眞 鍋 福 多  
監獄署第一課員を命ず  
京都府監獄書記 (第三課員) 北 川 清 次 郎  
依願監獄醫を免す  
京都府監獄醫 (醫務所長) 大 島 甲 子 郎

任京都府監獄醫 (月俸二拾二圓給與) 監獄醫務所長を命ず  
幸 野 信 一 郎  
京都府監獄醫 糸 井 忠 二  
自今月俸十四圓給與  
京都府監獄醫 田 原 喜 間 太  
依願監獄醫を免す  
京都府監獄醫 吉 川 秀 藏

第七卷 第十一號

叙任及辭令

任京都府監獄醫 (月俸拾四圓給與) 天野 蓮城  
 依願監獄教誨師の囑托を解く 立田 法爾  
 京都府監獄教誨師を囑托す (月手當金五圓給與) 宮津監獄支署在勤を命ず  
 京都府監獄書記 (第一課員) 北川 清次郎  
 京都府監獄書記 (第三課員) 藤島 宗親  
 監獄署第一課員を命ず 京都府看守 (宮津支署詰) 小松 萬次  
 看守部長を命ず 京都府看守 (監獄署拘留監員) 辻田 啓次郎  
 看守部長を命ず 京都府看守 (監獄署第二課員) 稻垣 助三郎  
 看守部長を命ず 京都府監獄醫 糸井 忠二  
 依願京都府監獄醫を免す 飯田 文雄  
 任京都府監獄醫 (月俸金拾四圓給與) 京都府監獄藥劑生 土方 虎太郎  
 (自今月俸金九圓給與) 京都府監獄藥劑生 山田 悅次郎  
 (自今月俸金八圓給與) 看守 長井 林太郎

右九名看守教習所卒業  
 ○栃木縣  
 看守教習卒業 同 添谷 辰三郎  
 同 瀨谷 親慈  
 看守を免す ○福井縣  
 同 看守 酒井 伊三郎  
 同 看守 乘竹 平太郎  
 同 同 江守 岩松  
 同 同 筒井 富次郎  
 (月俸八圓給與) 看守教習所科程卒業 監獄署在勤を命ず 押丁 淡原 榮松  
 堀井縣看守を命ず但教習生を命ず (月俸六圓給與) 同 押丁 清水 末吉  
 同 同 同 山崎 熊次郎  
 同 同 同 山中 久太  
 同 同 同 井上 道英  
 同 同 同 岩井 末吉  
 滋賀縣へ出張を命ず 看守長 岩井 末吉

本年九月洪水の際職務特別勉勵に付金三圓五十錢賞與 看守 西澤 榮太郎  
 同上 大谷 久藏  
 同三圓 同 森川 三郎  
 同上 同 勝越 竹五郎  
 同上 同 野村 直次郎  
 同二圓七十錢 同 藤田 芳太郎  
 同上 同 藤田 長次郎  
 同上 同 長谷川 力雄  
 同上 同 大瀬 房太郎  
 同上 同 岡 九十郎  
 同上 同 井澤 榮真  
 同上 同 竹下 正人  
 同上 同 木村 吉五郎  
 同上 同 稻葉 義孝  
 同二圓 同 田邊 サタ  
 同二圓七十錢 女監取締 同 荒井 アイ  
 同二圓四十錢 押丁 同 宮澤 又五郎  
 同上 同 谷口 由五郎  
 同上 同 原 傳八  
 同二圓 同 小林 辨吉  
 同押丁在職中同二圓二十錢 授業手 同 清水 末吉  
 同同同上 看守 同 山崎 熊次郎  
 本縣 同 井關 又次郎

同上 同 佐波 近藤  
 同 同 大木 助松  
 同 同 廣部 藤次郎  
 同 同 小泉 昇次郎  
 同 同 前川 喜好  
 同 同 井戸 力松  
 同 同 小澤 與吉  
 同 同 林 藤吉  
 同 同 岡本 小作  
 同 同 筒井 富次郎  
 同 同 伊藤 米太郎  
 同 同 吉田 藤作  
 同 同 片山 豊次郎  
 同 同 池上 生郎  
 同 同 宇佐美 藤一郎  
 同 同 神原 嘉久馬  
 同 同 古島 善太郎  
 同 同 松山 直次郎  
 同 同 河合 義道  
 同 同 橋 親久  
 同 同 藤田 宗憲  
 同 同 岩尾 善平  
 同 同 菊田 甚三郎  
 同 同 岡本 清彌  
 同 同 玉村 釜一

第七卷 第十一號

叙任及辭令



(月俸十二圓給與)

(各通)

依願職務を免す

御用有之監獄署出張を命す

女監取締を命す (日給十八錢給與)

(各通)

教習の學科卒業 (月俸八圓給與)

非職を命す

任佐賀監獄書記 (月俸十圓給與)

任佐賀監獄書記 (月俸八圓給與)

監獄署第三課勤務を命す

唐津監獄支署詰 看守部長看守

波多江 千代藏

副島 寛一

松尾 辰一

村嶋 イチ

徳久 類吉

大江 三郎

森田 喜太郎

永原 元吉

松本 勇太郎

古賀 種一

有川 友次郎

今澤 國見

角 備一 郎

執行 真次郎

古我 守太郎

唐津監獄支署詰看守

監獄署第二課勤務を命す

佐賀監獄を命す (月俸七圓を給す)

佐賀監獄を命す (日給二十錢を給す)

依願看守を免す

除服出仕を命す

御用有之岡山縣へ出張を命す

除服出仕を命す

(各通)

佐賀監獄看守を命す (月俸六圓給與)

依願看守を免す

看守部長事務代理を命す

唐津監獄支署詰看守

波邊 多門

野口 源次郎

小池 健四郎

松本 伊三郎

池田 寛多

波多江 千代藏

山口 真一

坂口 九市

山下 芳太郎

執行 真次郎

波邊 多門

永松 安一郎

坂井 俊一

佐賀監獄を命し (日給十八錢を給す)

佐賀監獄看守を命す (月俸六圓給與)

除服出仕を命す

除服出仕を命す

御用有之長崎縣へ出張を命す

御用有之長崎監獄署へ出張を命す

除服出仕を命す

○香川縣

任香川縣監獄書記兼看守長 (給八級俸)

依願免本官

任香川縣看守長 (給十級俸)

任香川縣監獄書記 (給九級俸)

任香川縣看守長 (給八級俸)

山口 増藏

樋波 藤一

伊藤 文六

兵藤 輝美夫

内田 與四太郎

高取 忠直

牛尾 謙次郎

金子 義賢

吉原 鍊造

高橋 方知

田中 鐵之助

臨時雇を命す (但日給金二十五錢給與)

依願調養生を免す

監獄署調養生を命す (但月俸四圓給與)

(自今月俸八圓給與)

(各通)

依願女監取締を免す

第三課員を命す

任香川縣看守を命す (月俸六圓給與)

荒井 平太郎

植家 吉太郎

栗原 知周

岡 龍吉

二宮 文吉

三野 啓次郎

深尾 キチ

池内 保

安達 又二



# 寄書

## ●勅令第三百六十二號の解釋

霞堂主人

嘗て改正の噂ありし集治監假留監及廳府縣看守所の定員は今般愈々勅令第三百六十二號を以て改正せられたり

其第一條に依れば拘禁男子五百人に付看守七十五人を置き以上拘禁男子五十人を加ふる毎に看守一人を増し又拘禁男子五百人以下なるときは五十人を減する毎に看守五人を減し其年度の定員は前々年度より起算し既往三年間の拘禁男子の平均數に依り之を定むるものとす

然るに或論者は其年度内に於て在監人増加するときは拘禁男子五十人を加ふる毎に看守一人を増員することを得と解釋せり今其理由を問へば第一條に拘禁男子五十人を加ふる毎に看守一人を増すとあり又第四條に拘禁男子百人を減じたるときは看守五人を減す

然るを曲て論者の如く解釋するに於ては三ヶ年間の平均數に依り折角看守の定員を定めたるにも拘はらず一旦定めたる後に於て在監人多少増減するときは従前の如く否一層頻繁に看守を増減せざるを得ず何となれば僅か拘禁男子五十人を加ふるときは看守五人を増員するを得と云へばなり果して然らば改正の効は何れにあるか余は寧改正の利益なく却て害ありと云はんと欲す今日監獄改良の時代に於て豈此の如き拙策を執るべけんや并は 勅令を通讀し前後の文言に留意せば自から瞭然たり則ち第一條に其年度云々の明文あるを以て一年度中の定員を定むるものなるを明かなり又従來の規定には拘禁男子百人の差を生じたるに於て看守を増減するの明文ありしに今回の勅令には單に拘禁男子百人を減じたるときは看守五人を減するを得との明文を掲げたるのみにて在監人増加の場合に於て看守を増員するの規定なし以て余が解釋の正當なるを知るに足る然らば則ち論者の所謂減するを得ば亦増員するを得べしとの説は解釋法の範圍を超へ立法上に立入たる議論なりと云はざるを得ず

るを得とあれば看守を減するのみにて増員する能はざるの道理なしと云ふに過ぎず

余が解釋する所に依れば徹頭徹尾之れが反對に出づ抑も此改正ありし要點は何れにあるか須らく之を考究するを要す看よ従來の規定に依れば拘禁男子五百人に付看守七十五人を置き以上百人を加ふる毎に看守十人を増し五百人以下は百人を減する毎に看守十人を減すとあるのみなれば或は前々年度拘禁男子の數に依り或は既往三年間の平均數に依り或は豫算を調製する當時の人員に依りて看守の定員を見込以て豫算を立て而して其年度の始めに於ける拘禁男子の數に依り更に看守の定員を定むるものゝ如し是れ實際上の取扱例を擧げたるものにて其後在監人増減したるときは亦異論なき能はず此に於てや先きには一ヶ月間拘禁男子の平均數を以て看守を増減せしも後には三ヶ月間の平均數に依ることにて内定せられたり其れ此の如く種々に解釋せらるゝのみならず屢々看守を増減するとは實際行はれ難きを以て主として此點を改正し一ヶ年間は其定員を動かさざらしめんことを希圖し其他不便の所を醫せられたるものなりとす

員するを得すと云ふにあらす唯第一條に依て増員するを得すと云ふに過ぎず故に例へば三ヶ年平均の在監人は千人なるも當年の拘禁男子は千二百人ありて檢束上の差支を生ずる等の場合に在ては第三條に依り須用の看守を増置するは素より支障なかるべし要するに第三條は監獄の構造役業の種類其他必要の場合に於て看守を増置し定員の不足を補ふ救濟法たるを以て適用を誤るとなきを要す

以上は今回 勅令の解釋に付議論二派に駁れ聊か論ずる所ありしを以て他の實際家中にも亦異論なきを保せず依て茲に吾輩の意見を記述し可否を江湖に問ふ

### ●條件附刑期延長

吉田生

條件附裁判を執行したるは北米合衆國を始め英、白、伊、佛、埃等續々之を實施し良成績を奏したるの事例に乏しからずと雖も今此制度を移して以て俄に我日本帝國に實行せんとするも我國狀に適せざる而已ならず斯論を吐て得々たるものゝ如きは彼の西洋心醉者流の痴言囁語たるの誹を免れず故に余輩は我國狀に適せざる條件附裁判を主張するものにあらす條件

附裁判の實行に換ふるに條件附の刑期延長を以てせんと欲す今左に其大要を論述し謹而大方の叱正を請はんとす

夫れ監獄に累犯者の絶へざるは夙に識者の慨歎して止まらざる處なり然り而して續々累犯者の増加を來す所以のもの刑罰の効力薄弱なるに因る歟將た獄務當事者の治術未だ全からざるに歸するか否々累犯者の續出して止ざるもの唯一犯罪防遏の手段なきに職由するものと斷言せざるを得ず抑も現行法律に依れば監獄に於て如何に感化改良の術を施らすも毫も改悛の色なく所謂先天的惡人とも稱すべき不善不良の徒なりと雖も刑期の満了と同時に放免せざるを得ず是れ累犯者の續出する最大理由にして余輩は如何に監獄制度の善美なるも條件附刑期延長の制を併行するにあらざるよりは到底累犯を防止するの時なきを斷せずんばあるべからず試に見よ在獄中不善不貞の部類に屬すべき囚人の放免するや旬日を俟ずして再び監獄に入監するの事實は歴々昭々として蔽ふべからざるにあらざるや岡田法學士曾て曰へるあり

刑期満つる上は現行の法律上已むを得ず放免するも其實人を派して或は良民の身体生命を或は其財

同意を表せらるゝや如何

●囚徒に冷水浴を爲さしむるの必要

在奈良 洋々 散士

現今監獄囚徒の日に月に増加し再犯三犯遂には十犯以上に及ぶものあり是れ果して監獄は其の責任を全ふしたる者と云ふを得可きか然れ共一概に監獄當局者のみを責むべきものにあらざる何となれば雜居制たる古代の牢舎を其の儘使用し居るが如きと刑法に規定しある刑の執行方法とは直に當局者の意見に於て左右し得らるゝものにあらず前者の如きは監獄改革を爲し獨居制とせざれば能はず後者の如きは刑法の改正を企てざれば能はざればなり散士は現今刑法規定の刑罰は我國文明の程度に比し輕きに失するを疑ふ然れども是等は散士が如き黃吻のもの、啄を容るゝ處にあらず嘗て大阪府堀川監獄署の典獄たりし櫻井義起君は豪毅英邁の人なりしが犯罪人の罪實に應じ罪石なるものを囚人に負はしめたり當時議論噴々たるに拘はらず尙之が斷行を繼續したり爲めに一時囚徒の減却を來せり加之ならず再犯の如き大に其の數を減じたりと云ふ當時政府の意向亦此の方

産を毀損せしむるに等し更に罪を犯すを待ちて費用と手数料とを費し獄に入れば官費の衣食住に無償の朝夕を送らしむるの狀兒戯に類す

至言と謂ふ可し余輩は此等累犯者の撲滅を圖るの唯一手段として條件附に刑期を延長するの新制を布かれん事を望む而して條件附刑期延長の制度にあつては監獄に於て改惡飯善の見込なき囚人は假令刑期の満了するも放免せず行政の處分を以て出獄を禁じ相當の役業を強制するが故に自然累犯の道を防止し遂に全く犯罪撲滅の奏功を見るに到るや必せり然り而て論者或は言はん行政處分を以て刑期を延長する事を許すは行政權を以て司法權の獨立を害せしむるなりと嗚呼何ぞ知らん其條件附に刑期を延長し得る事は裁判を以て言渡すものなる事を加之我刑法上假出獄免幽閉、假免監視等行政處分を以てするもの豈に夫れ僅少にあらざるなり亦曰く如斯制度を實施するに當つては微細の犯罪者をして長期間在監せしむるに至る或は獄吏專横に流るゝの弊を生ずるあらんと余輩是非難の點に就き卑見の存するなきも暫く茲に擲筆し後日を俟て詳論する處あらんとす

針にして監獄則草按には明に罪石の規定ありしも大阪府監獄に對し世人の議論噴々たる爲め遂に草按より削除せりとの事を先輩より之を聞きしが果して然りとせば堀川監獄に於て之が實行を爲さざりしならば或は罪石の規定は現今の監獄則に存在せしやも知る可からず若し現今依然罪石の規定存在し居らば今日の如き多數の犯罪者を見ざりしものを斯く論じ來るときは堀川監獄の罪石實行は却て罪石規定の設け無きに至らしめしものかり故に散士は我監獄則に於て罪石規定の汚點を止めざりしは間接に櫻井典獄の力なりと云ふと雖櫻井典獄の意思の如く日本全國監獄をして犯罪者を減少するに至らしむる能はざりしは實に散士の遺憾とする處なり抑も世人が罪石に就て喋々難々するものは蓋し無益に囚人を苦しめしむ直接に何等の効果なきを以てならん散士は直接囚人に對し利益あるものにして他に懲戒とあるものを實行せんことを望む散士今を去ること九年前東京陸軍幼年學校にありしが當時軍醫の經驗に依て身體強壯を計る爲め冷水浴を設け毎朝之に入浴せしめられたり然るに寒威凜々たる曉に於て水浴に投ず其の苦痛言語に盡す可からず然れども陸軍紀律の嚴格なると

將來將校と爲るの冀望ある爲めに之を忍べり現今士官學校を初め帝國大學其の他貴顯紳士と雖ども毎朝之を實行すと此の事たるや醫士の許す處にして何人と雖ども之を非難するものあらざる可し散士は日本全國の監獄をして毎日午後若くは午前に於て冷水浴を實行せば彼等囚徒をして身体を強壯ならしむるの外に云ふ可からざる懲戒となるや必せり然れども病氣風邪等のものは醫師の診断に依り水浴を停止するも可なり湖江の諸君以て如何とす

附り寒中の冷水浴は罪石の苦痛に劣らざるべし然れども衛生上實益あると亦炎威赫々たる夏日の水浴の樂みとを以て相償ふ事を得ん乎

●監獄の治績

在横濱 孤 立 生

さしも至難の監獄事業も此所四五年間に於ける治績は歴然として見るべきものあり是れ蓋し奉應の老士百折不撓の精神を鼓舞し職務に勵精せられたるの結果に外ならざるべし試に全國各監獄を參觀せよ監獄紀律の勵行、監獄衛生の周到監獄教誨の擴張等到處局面の一漸しつゝあるもの既往四五年間に於けるの現象にあらずや而して余輩は常に是等の現象に接し

面目に刑を執行するが如き事は遂に得て望むべからざるに到る要するに此四五年間に於ける我監獄事業の治績は我忠愛なる司獄官諸氏の奮然として職務に激勵せられたるの結果着々改善の實を奏したるもの亦不尠るを見る嗚呼司獄官諸氏の勞多とせずして可なん哉夫れ雲隱士よ皮肉の歎を發するの時機は已業去れり士熟慮一番反省して可なり

●監獄法規の改正は如何

正々堂主人

來る十二月より開かるゝ帝國議會に政府より刑法改正法案を提出せらるゝ由今聞く所に依れば刑法の改正は大改正にして寧ろ改造に屬するものなりと云ふ果して刑法の大改正法案を提出せらるゝものとせば勢ひ其執行法たる監獄則をも改正せざるべからず此監獄則改正の噂は久しき者なれども果して如何に改正せらるゝか——余輩門外漢の窺知る能はざるものなれども今回は改正刑法の主義に従て監獄法を起案し之を法律案として議會に提出せられんとを望む一次に監獄法は性質上大体の規定に止るを以て之を施行するに方り夫々規則を要すべし其規則は省令若くは訓令を以て規定せらるゝものあらん然りと雖も從

着々監獄改良の實績を聞く毎に未だ會て司獄官諸氏の勞を多とせざるはなし就中看守押丁諸氏の如き常に勞働と報酬との間其權衡を失するなきやの感ありと雖も聊か不平不快とせず奮然として鷄明の期に出で星を戴て家に飯るが如き勤務の勞働も意に介するなく精々勵々として獄務の劇職に従事せらるゝもの夫れ披山の勇氣と勝下の耐忍ある人にあらざるよりは何んぞ能く如斯なる事を得ん哉而して前號雲隱士なるものあり流暢の辯を以て司獄官諸氏を戒しめらる余輩未だ雲隱士に一面の識なく從て其爲人如何を知る不能と雖ども士は蓋し監獄熱心家中の熱心なる人たる事は其所論に因て推知するを得べし余輩士の所論に敬服せざるにはあらずと雖ども士の熱心は以て皮肉の言責と化し紙上に顯はれたるなきを疑はざるを得ず夫れ士たるもの沈思せよ沈思せよ

誰れが云ふ我忠愛なる司獄官をして職務の繁劇に泣事を謂ふと豈に皮肉の歎を發するも亦甚しからずや若し論者の言へるが如く果して司獄官にして職務の繁劇に泣事を謂ふものあらんか勢ひ職務を執行するに當り無責任的言動を爲し毫も不顧るなきの結果は忽ち刑罰執行上に至大の關係を波及し監獄に於て眞

來の如き筆鋒を以て規定するに於ては之れが實行上に不都合を來すとなしとせず例へば命令法なるや否判明ならざるを以て典獄は書記看守長をして之れを行はしめ書記看守長は看守押丁に譲りて執行せしむるとなきを保せず勿論上等司獄官吏の職務繁に堪へざるより此に至るものなるべしと雖も中には下班の官吏に行はしむるべからざるもの亦之なしとせず若し其事の輕重大小を誤るに於ては職責上然るべからざるを以て主として此點を改正し典獄以下司獄官吏の職務及限界を明かに規定し希くは司獄官吏職務必得なるものを設定せられんとを余は當局者に向て之を希望するものあり

●臺灣司獄官を誣めるもの

は誰ぞ

吉田徳太郎

奮然として臺灣に赴きたる司獄官の目的は夫れ何れにあるか苟くも司獄官として臺灣に志したるもの所謂世の山師の營利を目的としたるものにあらず必ずや一大決心を以て南征の途に就きたるものなる事は余輩の確信して疑はざる處なり然り而して南征司獄官の一大決心とは如何新圖の南地に模範的監獄を新



造し故國に戀々たる司獄官をして後々に噫若たらしめんとの意氣則ち是れなり嗚呼盛なる哉南征司獄官の決心余輩我日本帝國新版圖に模範的監獄を新造し司獄當局者が行刑に關する手腕の加減妙味を聞かん事を欲する日已に久し然り然れども未だ是等に關する消息に接せざるは新版圖の爲め否南征司獄官の爲め大に憾みとする處なり

若し夫れ南征司獄官の企圖意の如くならず監獄をして恰も警察の幕下に置くが如き蹉跌を見るあらんか偶々余輩の望を囑する新版圖の監獄も亦絶望なりと言はざるべからず頃は頻りに余輩の耳朵に達するも其の忌はしくも這般の問題を以てす其真否今俄に信する不能るものありと雖ども形かくして其影の顯はるゝかく音なくして響を感ずるの不道理なるを知らば強ち空事空談として看過すべき問題にあらんや龍頭蛇尾は事物の事性なるに於てをや南征司獄官たるもの初志勃然變するなく這般の風説をして抹殺せしむるの勇氣あるや如何に余輩は信す司獄官として兩蠻の地に志すもの蠻地に化するの決心あるにあらんば奈を能く監獄の模範を造り行刑の實果を取て以て新版圖に謳歌するの域に達する不能る事を若し

夫れ南征司獄官にして後日に生還を期するが如きものあらんか如何にして南地に治獄の花を咲かせ改竄感化の實を收むる事を得べきや  
思ふに南征司獄官たるもの非常の決心と非常の勇氣を以て足を蠻地に容るゝもの監獄事業をして警察の幕下に甘心して止むべきにあらんや必す或る監獄事業獨立に關する意見を總督に致し先以て行刑の基礎たり根本たる監獄構造を完全にし行刑の主義目的を貫徹する事に勉めらるべきは南征司獄官の初志たり責任たり已に此偉大の志あり責任あるもの如何でか監獄事業をして警察事業の附屬物視せらるゝを之れ甘んせん哉近く此風説に接するもの畢竟南征司獄官を認ゆるものにはあらざるなき乎嗚呼臺灣司獄官を誣ゆるものは誰ぞ

●文武は偏廢すべからず

在横濱 鐵 血 生

國家的監獄事業をして改良進歩の域に達せしめんと欲せば須臾文武兼備の士を擧げて以て監獄事務に與らしめざるべからず夫れ然り苟くも職を司獄の府に奉ずるものにして脩文練武の思想勿らんか如何にして能く前途遼遠なる我監獄事業の目的を達する事

士に迫つて一言する事爾

●司獄官吏の多辯論を讀みて

在横濱 芳 香 女 史

を得ん思ふに武に長け文に秀づるの士出づるにあらんば行刑の主義目的を達する行動作用の妙も遂に望んで得べからざるに至る近時監獄社會看守教養の聲漸く高く司獄當局者は將に看守教養を以て責任中の重且つ大に屬するものとし日夜孜孜として養成方法を練磨研究せられつゝあるものゝ如し是れ豈に斯道の爲め一大太白を泛べて以て之を祝せざるを得ず而して看守養成の事たる徒に文事の一方に偏すべからざる事は敢て余輩の多辯を要せず已に識者の認むる處ならんも常に文弱に洗れ易きは我國古今の通弊にして曾て日清交戦の當時を回想せば思ひ半ばに過ぐるものあらん當時如何に尙武の氣象を高めたるガ聲剣に柔術に都鮮至る限なく道場を開き武道練習の旺盛を極め彼の兒童走卒も尙は是れを治めざるなきの形勢にてありき然るに今は如何當時の元氣果して消耗し去らざるか余輩は古今の通弊中に驅り去られたる事を慨歎せずんばならず故に看守養成方法の如きは宜しく其主義方針を確定し苟くも看守教養方法をして一時の流行物視し文事たり武事たり其一方に偏するの弊に陥るなきを勉めざるべからず今哉監獄社會看守養成論の勃興したるの秋に當り敢て當局の

妾等司獄の廳に職を奉してより茲に數星霜日夜孜孜汲々乎として檢束戒護の任に當るも如何せん妾等の淺學寡聞なる未だ行刑法の何物たるを解せず只だ上官の指揮命令を遵奉し苟くも其主旨に違はざらん事を勉むると雖ども妾等の不敏は以て上官の指揮命令を到達せしめず其手緩き事恰も汽車速進の時代に與に乗ると一般たるなきやを恐る然り然れども妾等女性の身を以て進で自由刑執行の職務にあるもの法律規則と上官の指揮命令する處に従ひ完全に刑罰を執行するの覺悟なくして可ならんや  
夫れ果して此覺悟あるを要せんか自主自由の權利を剝奪し別天地に棲息せしむるものに對し苟くも多辯曉舌の結果よりして社會の新事物を聞かしめ知らしめざるの注意を怠るべけんや全國女監取締諸子某氏の所謂女性は常に曉舌に富む云々の一語如何に妾等の腦漿を刺激せしや妾等如何に不敏なりと雖ども職責の重んずべきを知る徒に曉舌多辯を弄して以て刑罰執行の全きを傷つけんや妾等某論者に向つて聊か

憾みなき不能るなり然り然れども女監の檢束戒護の事たる時に其手緩きを感ずる事なしとせず故に妾等は全國取締諸子と俱に氣脈を通じ獨り檢束戒護の事而已ならず女監内に於ける百般の事項に就き若々改良の指針に基き我監獄の爲め舊つて女監取締の本分を盡くさん事を欲す妾等女性の身を不願徒に慨世の狂女たらん事を冀ふものにあらす一篇の衷情歎し難きものあり茲に謝劣を不省斯くは綴り待べりぬ

●謹而都西樓主人に質す

在横濱 孤 立 生

刑法獨演説は今哉將に佳境に入り余輩初學の徒をして開發指導し其裨益を與ふるの不尠るは偏に演説者の熱心奮闘の致す處と深く其勞を謝する處なり然るに余輩刑の分類に就き聊か疑惑の感あり敢て其大要を摘記し以て主人の再演を請はんとす

多數刑法學者の主張する處に依れば學說上死刑は生命刑なる一種に分類し彼の身軀を毀傷する刑則ち施射刑とは個々獨立の刑とし見るものゝ如し而して多數學者の施射刑と稱するものは近代歐米諸國は勿論吾日本に於ても實行せざる處の宮、躰、笞、杖等の刑是れなり然るに主人の演説を謹聽するに主人は死刑

をして施射刑の一種とし演説を試みらる是れ余輩初學の徒をして何れの學說に従ふの是なるやに感ふなき不能るなり然り然れども刑分類法の如きは説く刑法學派の見る處に従ひ種々其名稱を異にし主人の所謂權利刑なるものをして他の學者は能力刑或は名譽刑或は加辱刑等の名稱を冠するもの亦不尠るを以て余輩は強ち主人の斬新なる死刑を施射刑の一種と見たるの説を非難するものにあらす寧ろ他學派の説に倣はざりし主人の勇氣を賞揚する處なり

都西樓主人再演の勞を取るに當り死刑をして生命刑の一種に分類するの要なし死刑は施射刑中の尤も苦痛の大に屬する刑なればなりと謂はんか孤立亦何をか言はん只だ叩頭平身不明の罪を謝する而已

●再び暮雪菴主人に一言す

吉田徳太郎

余輩爐中の焔火に水を注ぐを好むものにあらす雖ども本問題は實際各監獄に發生する處の則ち實地的問題に屬するを以て是れを輕々に看過するを惜み再び暮雪菴主人の膝下に一言を呈せんと欲す  
主人の所論に依れば囚人其ものゝ所有に係る物件は如何なる場合と雖ども是れを沒收し或は廢棄處分を

爲す不能る者の如し然り余輩と雖ども蓋に囚人の所有權内に屬する物件をして沒收廢棄の處分を爲さんと欲するものにあらす彼の包藏に係る購求食物の如きは其性質上當然沒收廢棄の處分を爲し毫も刑罰執行上支障を與へざる而已ならず監獄は是等の處分權を有してこそ始めて適實に刑罰を執行する事を得べしと云ふべし主人亦云へり包藏の所爲に對しては已に罰則に依り懲戒を加ふるを以て足れり何ぞ併て購求食物を沒收廢棄却の處分を爲すの要あらんやと主人の説一理なきにあらす雖ども監獄に於て彼れ囚人を感化改良上必要と認むる場合にあつては眞し囚人の購求に係る食物と雖ども斷々乎として沒收廢棄處分を爲すの不當にあらざるのみならず是等の行動作用は以て監獄に於ける囚人改惡飯善の實力とも稱する事を得べきなり

余輩更に購求食物の性質上包藏の行爲を懲罰すると同時に併て是れを沒收廢棄却するの治獄上正當の處置に屬する事を左に概述し再び主人の考慮を煩はさんとす

夫れ囚人食物購求の事たる權利的に屬すべきか將た希望的に屬するかと云ふに誰れか權利的に購求し得

べきものと稱するものあらん哉夫れ果して然らんか未だ所有權の移屬せざる給與工錢の内或る特種のものに限り作業賞賜等を目的とし食物購求の恩典に浴せしむるものなる事は已に主人自らも認めらるゝ處なるべし然るに恩惠の主義に基き未だ所有權なき給與工錢を以て特遇的に食物購求を許可せられたるにも拘らず巧に戒護者の眼を暗まし是を包藏するが如きもの豈に宥恕の處分に出で可ならんや斷々乎として懲戒處分を爲し併て包藏食物を沒收棄却し尙ほ相當の期間食物購求の恩惠的待遇を停止し自省せしむるを要す然らずんば如何にして能く恩惠の主義を知らしめ是等の作用に因り彼れ囚人を感化改良する事を得べきや監獄に於て恩惠の主義に基き感化改良せんと欲せば個人的待遇の主旨を擴張し善良の部類に屬すべき囚人は益々其待遇を優にし反之不善不貞の徒は毫も寛待するなく峻嚴なる取締を爲し囚人をして自省自悟せしむるを以て要訣と爲さざるべからず亦主人は拾銀貨の例を示し懇篤余輩に教ゆるあるも例示の場合と購求食物包藏とは大に其趣きを異にし余輩を開發するの資たらざりしは主人の爲め惜みて尙ほ餘りありと言はざるべからず



主人よ余輩は四人の未だ所有權なき給與工錢を以て恩惠的に食物購求を許可せられたるにも拘らず是れを包藏するが如きは恩惠の主旨を無視したるの行爲とし彼れ四人を階級的冷遇を必要とし没収棄却處分を主張し主人の意に逆ふ其罪深し主人幸に之を恕せよ

報

●看守定員令の改正に就て

看守定員令に改正を加へらるゝとのことは予輩の兼て聞知する所にして本誌曾て之を掲載したり果せる哉本月十日勅令第三百六十二號を以て之れが改正令を發布せられたり而して其全文は予輩載せて法令欄内に轉載したり今其改正令に就き舊令に比し改正變更の要點を玩味し卑見を交ゆること左の如し  
一舊令に依れば看守の定員は常に在監人の増減に隨伴せしめ其時は増減を要したりしを新令は一ヶ年度据置き固定々員とせられたること并増減の變更率を改正せられたる事 拘禁男子五百人を以て基

礎となし看守七十五人を定置すべきこと新舊令の間に差異なしと雖も其以上、以下の増減を舊令は拘禁男子に百人の差を生したるときに於てすべしとありしを新令は看守の定員は先以て前三ヶ年度の平均數に依り之れか定員を立定し其増減を拘禁男子の上に五十人の差異を生したるときに増減すべき者とせられたるは要するに舊令は其憑據すべき定率を在監人増減に依り直ちに定員を變更せざるべからざることをかゝれるを以て昨在監人の頗に増加したる結果に依り増員補充したる看守も一朝滿期放免等の理由に依り在監人に減少を見るあらんか又忽ち看守を減員するの必要生し折角前日迄に漸く教習科程を畢へたる者にして直ちに休職せざるべからざる等の場合に立ち到り當局者の之れか採否上に手数を要するは勿論果ては常に多くの教習看守を養成するの止むを得ざるに至り剩へ其増減したる看守は又常に獄事に練熟せしむるの餘暇なきに至るか如き實況あるは從來當局者の間に共に苦慮せし所なりしも新令は前三ヶ年度の拘禁男子の平均數に依り一年度間定員を定置し其時々増減は可成其定員看守を以て補充せしむるの方

針を取り昨増令減の不体裁を現出せしめざらんことを圖るの旨意に出でたるものにして至極其肯綮を得たるものと云ふべし乍併亦此定員据置に例外を置き第四條の明文を以て第一條の定員平均數に比し百人以上の減少を生じたるときは百人に付看守五人の割合を以て其年度内に於て減員することを得ることとせられたるは要するに強て過剩の看守を定置するの必要を認めざるを以ての所以なりとす  
二從來三池集治監及北海道集治監に限り特に此定員外五十名以下の看守増置の制を一般に普及せしめられたる事 定員外看守増置の必要は獨り三池、北海道の集治監に限るの理由あらざるは勿論、全國何れの監獄と雖も定員外の看守を増置の必要あるは要するに監獄構造の不完全又は役業の種類假令は外役若くは假監設置及特別の事情（避病監設置等）あるより勢ひ定員外の看守を要する場合を豫想せられたるものにして新令第三條は明かに之れが明文を掲げ當局者に操縦の自由を與へられたるものとして予輩は之を賛成するに吝ならず然り而して之を舊令の定員増減は内務大臣より勅裁

を經べきものとせられたるに比し優ること萬々にして定員外に看守増置の必要は爾かく勅裁を經るを要する迄重大なる事項にあらざるべければ此明文の削除せられたる故なきにあらざるが如し  
三舊令に依れば教習中の看守は定員の内外なるやを明記せざるより當局者の間に疑問あり其筋へ伺出られたること尠なきにあらざりしも其筋の指令は教習中の看守は凡て定員内とせられたるより當局者が常に不便を感じ且看守の如き任免の屢次頻數あるものにして教習看守尙は定員内とせざるべからざるが如きは教官看守にして事務を補欠せしむるものも不足なるより定員は殆んど其實なき現象にありしを憂へらるゝ向多かりしより新令は明かに定員以外とし此憾なきに至らしめしは予輩又之を賛せざるを得ざるなり  
要するに看守の定員令改正は何れも皆實驗上の結果に出でしものにして希くは是れより膠柱鼓瑟の遺憾なきに遡からんか敢て其大成を賛す但實施は來る明治三十年度よりなりとす  
●女監取締定員の改正  
内務省訓令第九號を以て女監取締の定員を改正せら

れ拘禁婦女二十五人以下は二人とありしを三人と改正し多少の増減は其時々定員を増減せざることをなれり現行法は拘禁婦女二十五人以下は二人とせられたるを以て寡少に失し當直交替に餘裕なく其他病氣引籠等の場合及び出入監者接見者等の押送及戒護上に障礙多からざるは當局者の間に不便を感じつゝありし折柄本訓令發布は前日の不便障得を償はれたるものなるべきか

付押丁の増減は拘禁男子に百人の差を生じたとせらるゝに行ふとありしを削除し一ヶ年度据置きとせられたること看守女監取締の例に異なることなし

●警察署留置場の費用区分に就て

從來警察署留置場に入る者の費用区分の儀に就ては令狀未、既發を以て之れか限界とし前者に屬する費用は警察署の負擔に立て後者に屬するものは總て監獄費の支辨に歸すべき規定にして單に令狀とのみありしより拘引狀に依り引致せられたる者にして裁判所係り判事の退廳後引致したる者の如き又は其他の事故あり未だ拘留狀を發せずして四十八時間内を限り留置場に留置する者の費用も矢張監獄費の支辨にてありしを右は單に令狀とのみありて召喚狀、拘引

●警察署留置場の賄費に就て

警察署留置場に於て執行する換刑禁錮、拘留或は刑事被告人の賄料は一食金二錢五厘以下を以て監獄費より支辨すべき規定なるを近來物價騰貴の折柄到底右金額内にては支賄ふ能はざるより一食金四錢以下に改めらるゝやの議其筋當局者の間に起れるやに聞く素より左もあるべきことと信す

●典獄以下改正服制令の發布

(十月八日付)

典獄以下の服制令は近日發布せらるへしとは随分久しき風説にてありしか愈々本月廿四日の官報を以て之れか發令を見るに至れり而して其服裝は海軍々服に類似したるものにして肩章を以て正、禮、通常裝の區分を立てたり本令の實施期は明治三十一年四月にして看守長以上に在つては期限内と雖も着用差支へなき筈なり今其筋の調に依れば典獄以下の制服見積代價なるものは粗々左の如しと云ふ

集治監典獄制服代價	合計金七十圓八十五錢(夏冬服共)
府縣監典獄及分監長同	金七十圓六十二錢(同上)
看守長同	金六十三圓五十三錢(同上)
看守部長同	金三十八圓九四錢五厘(同上)

狀、拘留狀等しく皆令狀たるに相違あらざるより不得止結果にてありしものを令狀右令狀なる文字を拘留狀と改め此程其筋より一般に通牒せられたりと聞く、去れば従前の令狀とありしを拘留狀發付後に限り監獄費負擔に屬せしむと改められたるものにして監獄費の負擔を幾何か軽減したるものと云ふべきあり開は素より左もあるべき事にして拘引狀に依り引致したる者の如きは未だ監獄に拘禁するを要するや否やの確定せざるものなるのみならず拘引狀は文字上示すが如く單に被拘引者をして裁判所判事の面前に引致すれば事足れり其收監を要すると否やは未だ豫知すべからざるものにして従前の如く拘引狀に依り引致したる者の費用迄監獄費負擔に屬せしめしは不當なりとの理由に出でたるものあるべくして至極當を得たるものなりとす、

但關席判決受刑者に對し逮捕狀を以て引致し來る者の費用は矢張従前の如く監獄費の負擔たること勿論なりとす何と云へば逮捕狀なるものは被逮捕者に對し關席判決ありたることを告知する迄は拘留狀に等しき効力ありとの規定あればなり云々。(刑事訴訟法第八十條)

看守 金三六圓六錢五厘(同上)

●樺山内相の監獄巡視

去月三十一日樺山内務大臣が警視廳巢鴨監獄を巡視せられ、本月九日再び小野田警保局長大久保、水野兩秘書官を隨へ警視廳に到り山田總監の案内にて各課を巡視し尙親しく鍛冶橋監獄署を巡視せられ遇四上の視察を遂げられたりと云ふ

●在監人の菜代

在監人の菜代は一日壹錢以内の制限なるも近來物價非常の騰貴而かして此騰貴は戰勝後自然我が國の經濟界に變動を與へ生活の程度を高めたる結果なれば一時的の騰貴にあらずして自然に出でたるものと信ず故に在監人の菜代到底壹錢以内に於て仕賄方至困なるは一般の傾向なり此際右菜代の制限を改正せられんことを望む

●輕便消毒器に就て

獄衣臥具又は入監者の衣類携有品の消毒方は常に傳染病流行の時に於て必要なるのみならず監獄は平常之れか清潔法を怠るべからざること勿論なりとす故に何れの監獄に於ても熱氣殺菌場の設備なきはあらずと雖も未だ完全無缺の者なく當局者は常に苦慮す

る所なりしか今般輕便消毒器に關する衛生試驗所技師田原良純氏の調査報告として本月廿日の官報衛生の欄に掲載せる説明書を一讀するに該器は多額の費用も要せず場所も取らず而して効果充分の成績あるを證言せり將來之を監獄に使用したらんには至極輕便の事と信せらるる兎も角一應實試せられて如何にや

●小河滋次郎より久米内務參事官へ送られたる書柬

拜啓益々御清榮奉大賀候陳ば小生義一昨夜無事旅行を終へ再び當地に歸着、此中前後二回に御惠贈被下成候書書(一通は御旅行前一通は御出張先より御發送の分)拜讀仕候小生旅行中は日々奔走に忙はしく非常に御疎音申上申譯無之御寛恕奉希候(中略)此度の旅行は前後凡そ七週間を要し經過する所南獨逸各聯邦、瑞西、伊太利、埃斯利並に中獨逸諸國に有之到る處主として監獄を視察し感化院保護事業等の組織をも調査致し申候何國も同じ改良の聲の徒らに大なる割合には改良の實なきものゝ如く伊太利の監獄事業は豫想に反し至て幼稚なるものに有之失望仕候當局人物に乏しきは到る處皆然らざるはなし獨り健羨に堪へざるは各國共に監獄建築事業に銳意なる一

々數十分の演説あり次に五十嵐教諭師の祝文朗讀次に本願寺より出張中の僧侶國法眞師の演説あり終て大森縣知事は起て發起人一同の熱心周到なるを謝し且同院の既往將來に關し演説せらるゝ處あり茲に於て式全く終局を告げ夫れより一同瑞林館に於て折詰の慶應ありて午後三時過に至り散會せり却も同院の目的は貧民救助貧民子弟の教育免因保護の三要項にありて目下は第一若し免因保護の實行を爲すことし長崎縣監獄署別房留置人の内より十名大入院せり

●長崎縣監獄署追吊法會執行

本月八日か以て追吊法會を爲す當日午前八時より招待を受け參列するもの大森縣知事を始め各官署高等官警務員部長警察署長各學校教員佛教慈善會新聞記者等にして休憩所を定めたる 擊劍場并に事務所に埋充す擊劍場なる休憩所には常製製造の花薙并に紫羅蘭植其他の製作品を陳列して各來賓の鑑賞に供す隨て山室典義は一同を先導して教誨堂に着席す場内正面の佛壇は裝飾甚だ壯麗にして象僧の各法衣鐘磬欄干を飾り斗りなり看守は五百有餘の囚徒を重列正座せしめて左右を戒護す此の時伶人舞樂經緯を始め法式を賜ぐ了て當監獄教師五十嵐氏は演説に起り今日は各善知識の慈悲を以て法會を行はれ如斯貴官紳士の歴々方が 御臨場を蒙むる此れは從來當監獄に於て死没せしもの、魂を追泊する爲めの法會なり囚徒等一同感泣すべきを信ずと祝し囚徒をして前非を悔ひ將來に改悛せしむるを期し諄々として一場の教誨を爲せり次に福江監獄支署より參列したる者教師七里園長師用文朗讀次に來賓本願寺出張僧國法眞師の教誨あり此に於て式了り伶人亦樂を奏す是より各休憩室に於て來賓に茶菓并に折詰の慶應ありて散會す

●新潟縣長岡監獄支署在監人死亡者

段に有之巨額の資を吝まらずして新式監獄の建築を實行しつゝある段に御座候監獄真正の監獄は建築の着手にあること一般の認識する所の證とも可申前途頼もしきとに御座候

右は貴酬旁々御伺申上度未だ旅行より歸へり候儘にて何となく落付き不申略筆如此に御座候(下略)

九月廿六日 久米師台侍史 小河滋次郎

●長崎縣佛教慈善會感化院開院式

本縣佛教慈善會感化院は本縣典獄山室元吉氏外數兵の發企に係り去る明治廿七年中創設の端緒を開き追々進行せんする央恰も征清役の起りたる爲め一時中止の姿となり居りしが今回愈々開院するの時機到來して本月七日其盛式を舉ぐるに至れり其景況を記せしに場所は菅市松の森神社の下手舊感化院の跡にして當日正門には緣門を建て千草の花を以て開院式の四字を飾出したる額を掲げ高く日章旗を交又し式場の軒外には天幕を張り空中に無數の球燈を釣り場内には絳席を敷き典の正面に佛壇を設け阿彌陀如來の繪像を掲げ瓶花を供し香燭を點したり情て本日各來賓の持合所として向側なる瑞林館の大廣間を以て之に充て定刻近きや案内に應じたる來賓には本縣知事大森鍾一氏を始めとして水上書記官人見扣院院長矢野地方裁判所長其他各官高等官警務員當市紳士紳商新聞記者等無慮一百有餘名なり隨て三十有餘の衆僧讀經勤行式を始め了りて發起人總代七里園長師井に同院長山室元吉氏は順次起立して同會に對する主意目的等繼

●追吊法會

去る八日合葬禮成りたるを以て全日正午十二時より教誨場にて列事檢事警官等の禮儀を請ひ眞宗本派福宗寺住僧井上專念全長永寺住職木曾惠念全唯敬寺住職三條官福全長恩寺住職草間智了全觀宗寺衆徒圓山通源眞言宗玉藏院住職諸橋大運の諸師會同して舉行せらるる其概況及祭文は左の如し

傷の中央佛前には合葬者の位牌及佛飯一基色菓子饅頭各一對つゝ、を供し花瓶には菊花數輪を挿み燭臺には點燈し其右側に於て石塔を安置す

午後零時三十分第一號鈴にて戒護官吏は囚徒を護送し來りて着席せしめ第二號鈴にて支署長は來賓及び事務員を看守長は看守を教誨師は僧侶を警導入場して着席の上教誨師は法蓮を開くの主眼を囚徒に告示し支署長及教誨師の祭文朗讀ありて四奉誦小經十方念佛恩德讚。回向を讀誦す玉藏院住職來賓及支署員の焼香に引續き囚徒惣代二名をして焼香せしむ三條官福氏の教誨終りて饅頭を各囚徒に頒與せり維明治廿九年十一月八日修清酌庶羞奠祭汝等二十人之罪夫生爲報緣身死爲不祀鬼人生不幸何一至此惟汝等之在世放逸隨習癡業破家殺害貪戻犯法毒世世人擯斥親戚逃避天理昭々應報立至極投獄獄仰仰小愆若能悔悟自咎還善悟非則有之放還或可以庶幾刑期未終習 藥無功二孽爲性性命既空死無所歸魂魄無所歸縶繫羈孤魂所栖有誰過吊嗚呼不亦悲乎語曰天作孽猶可逭自作禍不可逃射至此極無所呼號雖然身死刑滅刑止其身其罪可惡不惡其人本是同胞情誼惟均合葬遺骨片石標墓今日幽魂始得其所魂其勢無來變

新潟縣長岡監獄支署長 監獄書記 千田清次郎



情して惟るに、刑罰の交情ある芝蘭の朋友も、郊原菅下に埋没して徒に鴻尸の月下に訪あるのみ、朝に桃李紅顔の盛装あるも夕に野外一縷の烟さ化し再び相見みることを得ざるもの、其數勝て算ふべからず人世の無常なる常に斯の如し、嗚呼悲まざるべけんや況や圍園浮囚の身に於てをや

塞月鐵窓を照し北風監門を叩の夕、夕に往事を追想し轉た悔悟の情に迫り或は多年悲境に遭遇せしめたる父母兄弟の恩を謝し飢渴の淵に沈淪せしめたる妻子の悲思を慰んご期したるものあるべし然りと雖も病室の醫藥を受け藥石効なく未だ期滿に至らず終に鬼籍に上り遺骸の歸る所なし誰が一掬の涙あるもの、愍然の情ならんや是に於てか本監支署長は合葬塔碑をなし有志相謀りて此法苑を開く嗚呼幾多亡囚の遺靈よ遙に朝恩の辱を拜し熾然來りて此奠を享けよ

明治廿九年十一月八日

新潟縣長岡監獄支署

教誨師 木南 沖 見

### ●松平男内務次官 に寺原氏警保局長に榮轉

予輩が平素斯道の爲め最も敬愛する松岡内務次官小野田警保局長の兩氏は本月廿一日突然依願本官を免せられ其後任として松平熊本縣知事内務次官に、寺原滋賀縣書記官一躍して警保局長に各此重任を襲は

れたりと職務上に熱心の程こそ予輩の賞賛する所なり

### 應 答

#### 質 疑

●第八十二項 南 筑 塞 山 生  
一囚人所持品領置の書籍を看讀用として囚人下渡す場合に於て物品會計官吏は其下渡中と雖も尙保管の責任を負ふものなるや又下渡すと同時に保管全部の責任を離れたるものともし仕拂に立つるものなるや若し然りせば本因より該書籍看讀済の上領置(返納の意)を願出たるときは更に評價を付して受入の手續を爲さるを得ざるもの、如し敢て明教を乞ふ

#### ●第八十三項

實若二個以上を有する囚人懲罰を犯し減食に處せられたるときは其食糧は中多を與ふるや將た四分六分を與ふるや  
但し賞表は視察せざるもの

#### ●第八十四項

監獄則施行細則第六十二條に依り囚人の請に由り食物を勝ひ之れを給せんとするときは其者俄然疾病に罹り若くは懲罰の言渡を受け爲めに之れを給する能はざるときは其賜求食物は如何に處分するや

#### ●第八十五項

在奈良 洋々 散士  
勸査期限の一期内に二回の賞表を囚人に與へたるときは勸査内規の規定に違背するや否や

れたり松平男は宮城熊本に令尹として名聲高く寺原氏は先年警保局長として久しく警察監獄の事務に執掌せられたる等、兩氏が在官の履歴よりするも予輩其其次官頁局長を得たるを喜ぶ、去れば予輩は此新任次官局長を奉戴する將た前任者に對する如くなるのみならず將來に向て大々の抱負を屬するものあり、今回の此交送予輩素より其原因を知るを得ずと雖も既に前者は逐ふの要なし兎に角兩氏が榮進は予輩極力之を慶祝すると同時に是より益々警察監獄行政に大革進を促がし大打撃を加へられんこと予輩の今より翅首する所なり兩氏幸に健全にして予輩の抱負をして大成せしめられんこと希望の至りに堪へず聊か兩氏に對し敬意を表し榮轉を祝すること爾かり

#### ●神奈川縣監獄署員の講法會

神奈川縣監獄署に於ては典獄以下の熱心に依り講法會なるものを設け帝國大學教授岡田法學士を聘し毎月一回刑法の講義を署員に聽講せしめらるゝとの事は本誌既に之を掲載したり而して其第一回開會後恰も夏期休暇に際し二三ヶ月間休會にてありしを本月十九日其第二回講義會を催され前回の續き即刑法總則中の刑罰及び五刑に就き學理上の講演を聽講せら

#### ●第八十六項

賞表五個未滿にして假出獄を申請し又は賞表五個に滿ちて假出獄の申請を爲さるるも是等は一に典獄の職權内なるものなりや否や

#### ●第八十七項

我國今日の民度は果して條件附裁判を執行するの時運に達せしや敢て大方識者の卓見を聞かん

#### ●第八十八項

財産刑に關する執行權發生の期は裁判確定の日にあるが將た納完期限満了の日にあるが敢て識者の解明を望む

#### ●第八十九項

在藝州 譚々樓 主人  
満期放免の囚人あり放免日に際し衣類なきに依り放免すること能はざるに就き該囚人に注意を促したるも該囚人は到底衣類調達の見込なし是に於て監獄にはうの親屬故舊に對して救助方を過懇するも悟さして顧みざるもの、如し此の如き場合に際せば本因に無論別房に留置すべきものなるや果た監獄慈善費内より幾分の支出をなし衣類を調達慈惠與して放免すべきものなるや

#### ●第九十項

工場檢束看守にして囚人より巡邏官若しくは典獄の席を請ふものあるときは一に彼らが平素の行狀如何に據て之が取次を爲し居るや果た彼らが請ふべき情苦の如何に依て之が取次を爲し居るや或は何方に於ては平素の行狀如何を問はず請ふも情苦の何たるを論ぜず之を請ふものあるときは之が取次を爲し大に取扱の公平篤實なるを表示しつゝ在りて各地方實際の取扱は如何に存候哉敢て扱者諸君に問ふ

#### ●第九十一項

監獄に於て囚人作業に熟練する授業手を失ひ爲めに製作品自然に拙



作を來し著しく製品の低價を招きたる面 已ならず爲めに販賣の商路を亡び取買人に非常の損害を蒙らしむる ときは監獄に於ては之が損害賠償の責に任すべきものなるや

●第九十二項 全 氏

監獄棟内に於て水魚を放養し家禽及び畜(牛豚羊類)を牧育して在監人の食糧に充つるときは規律上教化も多少し利益ならざる點あるも監獄經濟上及び衛生上に於ては誠に益大の便益あると信ず識者以て如何となすや

●第九十三項 全 氏

逃亡囚人あり或る犯罪の爲めに逮捕收監せられたるも氏名を詐稱し居たるが爲め果して逃亡囚たること感發覺せざる内監に業に滿一ヶ年を経過したり然る處該囚は何か感する處ありて乎逃亡せしものなるを自白せり此場合に於ては該囚が逃亡以前に係る領置の貨物は無論没收すべきものなるや

●第九十四項 全 氏

囚人を他監に押送することには給與する食糧(即ち辨當)何合食を給與しつゝあるや或は地方に押送囚の辨當には凡て六合食を給與し居れり各地方實地の扱ひ振り承知致したし

●第九十五項 全 氏

監獄則施行細則第四十三條に於て流行病及傳染病發生あるを云々と規定しあり此流行病及傳染病とは如何なる差違あるものなるや木間は警備世上の一問たりしも茲に重複を省みず敢て大方の諸君に質す

●第九十六項 全 氏

定夜囚にして終日に猶たざる作業に従事するものあるときは之に副業として相當の料程を課するときは之に給與する工錢は料程外を以

○第六十八項 神戸 港川 生

建築の事に就ては其道の博士學士にあらざれば未だ猥りに可否を斷定する事不能況んや國家の事業にして而も幾十年保存を要し殊に巨萬の資を費す所の監獄建築に於てをや實に難しと云はざるを得ず加之日進月歩の監獄事業なれば昨是今非の嘆あるは免かれ難し斯る至重至難の問題に向て白面書生の自説を吐露し江湖人士の笑を買はんとするは誠に嗚呼々聞敷義なれども苟も刑獄吏員の末班を汚し居るものにして此好問題に對し講究するなくんば何事をか講究すべき之れ自ら進んで讀者諸彦に文壇上に於て對面を得んと欲する所以なり不文を咎むるなく其意を取り教ゆる所あらば幸甚

監獄建築に就ては平家を可とす

本問は囚人監工場に就て立論す理由物一利あれば一害之れに伴ふは數の多かれざる所なれども之れが可否を決するには其必要否其目成否如何を考察し其中に於て利の最も多く害の最も少なきものを撰ばざるべからず 監獄建築に於ても亦然り果して然らば何故に監獄建築は平家を可とするか之れを講究するに就ては勢ひ二階三階に比較して其利害得失を講究するより宜きはなし

一經濟上の點に於ては平家は敷地を廣く要し比較上費金を多く費の害あれども二階三階は此の點少なし三階三階は過次之れを減ずるの利あり

一取柄上の點に於ては平家なれば看守を多く要するの失あれども二階三階は之を減減するの得あり然れども檢束上に於ては看守を多く要するだけ平家に於ては嚴肅を保つての得あり

一作業上の點に於ては平家なれば勞役の上より素品製品の運搬上に於ては最も便益あり二階三階又之に次で不便なり

て給與すべきものなるや果た副業として之に科する而已なるや各地方實際の扱振り及び理由を説明せられたし

●第九十七項 全 氏

普國に於ては個人的干係を省察して行狀方正筆墨を善用するの虞なきものに就ては優遇として特に之を房内に用ひしむるとを許可せり若し我國に於ても之に倣ひ以上の干係を省察して監房内に筆墨を使用せしむるとを許可せば如何なる弊害あるや

●第九十八項 全 氏

普國の諸監獄に於ては刑事被告人の食物を購求せんとを顯出でたるさきに監獄に於ては一定の献立表に基き豫め數日分の代價を徴收し直接に監獄の炊所に於て之を賄ひ或は監督より信用ある一定の辨當屋に命じて之を支給せしむる若し我國に於ても如此直接に監督に於て之を賄ひ若しくは信用ある辨當屋に命じて之を支給せしむるときは種々なる弊害を生ずるの憂なき而已ならず取扱上至大の便益あるを認むなれども一定の信用ある辨當屋に命じて之を支給せしむるは既に業に或る地方には實行しつゝありま尙ほ各地方實際の扱振りを承知致したし

應 答

本寄稿は寄書規定に違ひ本月廿二日即印刷着手後本會へ達せしを以て本號寄書欄内へ掲載するを得ず然りと雖も該解答中大に見るべきものあり之れを没書とするに忍びず特に問答欄内に掲載するに至れり港川生及讀者乞ふ了せよ 記者 識

一動作上の點に於ては平家は極めて簡便にして二階三階は雜沓不便多し

一諸物品配與上の點に於ては平家は敷地廣き丈け廣く各所に配布するの不便あれども二階三階は一ヶ所に集配するの便あるが如くなれども上下運與運搬するの不便は平家に於て廣く分頃の不便に比し遙かに其度を超過せり

一拘禁上の點に於ては平家を最も可とす少なきは數十人多きは數千人を入るゝ監獄監房に於ては之れを二階三階にせんが實に雜沓甚だしく所謂被褥の如く監獄の貴本所の嚴肅は如何に依り之を保つを得んや是れ一所に多數を集合せしむる所以の失なり且監獄も亦人の住居の如くならざるべからず人の住居は二階三階四階五階孰れを可とするかを問はば必ず初階平家たるを首肯せん亦風土人情に基き之れを講究せざるべからず我國に於て人の住居は二階三階に多きや初階平家に多きやを比較せば平家に住するもの大多數を占むるは疑なしヨシ二階三階を有するも是れ多くは客間のみ坐敷のみをななくば被褥被褥の類なり是れを以て平家は風土人情の上檢束の上に於て拘禁に最も適合したるもの也

一衛生上の點に於ては拘禁の點に於て論ずる如く是れ亦平家を可とす若し二階三階とせば空氣の流通日光の受否階の上下の濕氣蒸原汚穢物の掃除等の點に於ては平家に若かざることを萬々にして万人已に之を是認すべし依て更に嚙々を要せざるべし

以上の如く比較し來らば平家の可なることを表明し又異議なかるべしと信ず尤も隨物置土藏の如きは平家よりは經濟上二階を可とし拘置監の如き之を分房監とするに於ては又經濟上平家の方を不可とす之れ莫大の費を要し逃走等を防くの點に於ては二階に若かざるな

り若し夫れ監獄の構造を研究し其奥義を知らんと欲せば余が如き白面書生の知る所にあらず之れを建築博士に向へ

第六十九項

監獄の作業は普通に行ひ得べきものにして最も可とするものは機械なりとす乞ふ以下總陳する所の理由を見よ

作業にして最も可なるものを備ふは木に縁て魚を求むるの感なきに非らずと雖も作業の監獄に於て必要なるは今更之を論ずる迄もなく之を講究するは亦無益の業にあらずるべし政府茲に見る所あり已に監獄則施行細則第四十三條第四十四條に於て之れが概目を指示せり然らば四十三條四十四條のものは總て皆な監獄作業として可なるが否々然らず其中に於て優秀なき能はず果して然らば孰れを摘擲せば可なるや小河氏の作業旨義として論ずる所の道義利副經濟の三點より觀察し最も適合のものにして最も普通に廣く孰れの監獄に於ても行はるべきものならざるべからず之れ余が機械を可とする所以なり何故に機械を可とするや作業主義の三點に於ては已に異議なきを認むるに付之を論せず其普通に行ひ得べき困難の點に就き之を論ぜん我同胞四千万の人民が四時皆用するものは何物ぞ絹布綿衣ならん生糸綿糸は普天の下華土の産品あらざるなし近くは孟買より綿花の直輸入あり近時紡績業の非常に盛なるに於ては八万の在監人に對する作業の元素品としては敢て不足の虞なきべし又需用の點に於ては上來論ずる所の如く我國に於て已に充分事足るの見込なり尙廣く之を支那朝鮮及び歐米諸國に輸出せば益多望の事業となるべし而して一方には彼れ罪囚に對し其衣の貴く寸片尺布も辛苦の結果なるを知らしめ且飽食暖衣の鬼たるを自ら悔悟せしめ其作業は以て國民に對し償罪たるの感を惹起せしむるには最も適當せり之れ機械業

を可とする所以なり問者以て如何とす幸に明教を與へよ

第七十項

主醫に容体を報告するに止り懲罰の處方治療を自裁せしむることを得ず理由余は本問の如き代診者をして監獄醫務に従事せしむるを思むものなり將た今日の如き日進月歩の監獄に於て又斯ることあるを信ぜざりしものなり何とされば監獄醫務は地方官官制第三十七條にある所のものならざるべからず監獄醫務は看守以下分掌例に依り之を行はざるべからず然らば代診者を許すこと到底能はざるべしとさればなり然れども問題として茲に出づる以上は我國の廣き又斯る代診者を要するもの、實際に於て行はれつゝありとすれば之が職權の及ぼす定度は之を論ずるに敢て不用の事にあらずるべしと思考す而して代診者を要するは萬止を得ざる場合の殊例なれば之が制限を付するは最も狭少ならざるべからず現んや醫師たるの資格なきものに於てなや是れ代診者は單に容体を主醫に報告するの外他に一の職權の及ぼすべからざるものと斷定する所以なり故に斯る實例は早く之れを廢せられんことを祈るものなり

第七十一項

本問は制裁法なし若し監獄近傍に於て之を建築するものあらば總義上本人の反省を求むるの外なきるべし乍併帝國國民にして國法に照し刑罰を懲正に執行する監獄の内部を觀察し得べき家屋を建設し之を以て快樂として耽ちざる愚漢は國民にあらずるべしと信ず斯る問題は杞憂に屬せんことを祈るものなり

第七十二項

本問の如きは看護者其人に於て律律の全否の分るものなれば一列なる二列なると敢て等差を見ずと信ず唯動作上二列に進行せしむるは一列より神速なるを以て之を可と思考す

第七十三項

本問の如きは吾輩の地方は之を給せず夜勤は當然の勤務なればなり其他に深き理由なし辨當料は支給し得ざる許可法なれば給否に付ては地方税を以て支辨するの監獄に於ては一定を望むは困難なり而して給額の度合は又自から差異あるは免がれ難し故に之れを以て正論を得たるや否やは論ずるの必要なしと信ず

第七十四項

和興錢の性質に背くを以て許可せざるを可とす理由監獄懲罰の費は已に監獄則第二十四條等に依り府縣監獄費(國庫支辨の監獄も亦同じ)に之れを定む何の必要あてか寄付を要せんや又給興錢は刑法監獄に依り之を本人に給與せしものにして其性質に付ては讀者已に之を知らん故に之れが寄付を許さずと斷定する所以なり

第七十五項

罪となるべきものに非ず又強ち看守も懲戒すべきものに非ず

第七十六項

教誨其者の實力に人は労働すべきの原則を鼓吹し之が定義を真心に刻せしむるに外ならず其實行は督勵にあり精神上の感化を充實ならしむる教誨其者なり身体上の眞習慣を馴致するは作業其者なり教誨の實力登大ならずや以て本問の答とす

第七十七項

命令は行政府の發する所の總ての規則條例(則ち法律以外の)勅令閣令省令廳令府廳令等なり訓令は命令の一部なり

第七十八項

第七卷 第十一號

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

信

五十三

長の主意に慍ふものと信し得るに隨て本誌以下に續載せんとす當局諸君に於て其都府通信の勞を採られんことを希望の至りに堪へざるなり

記者謹誌

●本年九月廿六日付を以て在監獄人所持品整理方の義に付左の通達せらる

神奈川縣

在監人所持品整理科目は衣類雜品の二種に區別せられ候處爾今右區分を廢し單に所持品の目を以て出納すべき旨其筋より通牒有之候條右により取扱ふべし

全上

●本年九月廿九日付を以て囚人身分糧式改正に付取扱方左の通達せらる

一身分糧表紙及身上票用紙は舊式の餘部あるときは之を使用すべし一警察署の回答に依り身上票取銷事項の相違を確認したるときは身分糧表紙其他關係糧簿の訂正を爲し且つ其原籍氏名年齢前科の訂正は當該按事局へ通知すべし但し當初受領の判決書及指揮書を改竄の限りにあらず

一行狀表の既に調製したるものは將來勘査期變更の際まで之を服用することを得  
行狀表の記入は簡明平易を專とし記入の都度年月日を記し捺印すべし  
行狀表用紙は一期間敷枚を要することあるを以て賞譽の種類度數以下の額は別紙を爲し一期終了のとき末尾へ添付すべし

べし

第十三條 監獄警は毎日一回以上各監房工役場炊事場等を巡視し監獄衛生上に對し意見あるときは速に典獄に具申すべし

第十四條 在監人の投擲は處方箋に記載し藥劑師に交付すべし

第十五條 藥劑師は監獄警の處方箋に限り調劑すべし其休日又は退出後に係るときは監獄醫直に調劑すべし

監獄警調劑せしときは其藥種并に分量を藥劑師出動の上報告すべし

●本年七月廿五日付を以て數務規程左之通相定めらる

和歌山縣

教誨師勤務

第一條 教誨師の勤務時限は一般官吏の勤務時限に依るべしと雖ども尙以下各條に依り服務すべし

第二條 教誨師二人以上あるときは其勤務を早出晚出の二種に別ち服務すべし

第三條 早出服務のものは普通出務時限に出務し普通退出時限に退出すべし

但七月十一日より九月十日までは午後一時退出すべし

第四條 晚出服務のものは普通出務時限二時間后出務し閉監時限二時間后退出すべし

第五條 早出相當のものは當日勤務の都合に依り早出出務時限前に出務し勤務に従事したるときは一返退出し早出出務時限一時間后出務することを得

第六條 日曜日は教誨師一人午前十時出務し勤務終了后退出すべし其免役日は囚人出役時間一時間后出務すべし

但本條の勤務に従事すべきものは其前日に休暇を與ふ

一刑事被告人出監簿及囚人出納簿用紙は舊式の餘部あるときは之を使用し來る明治廿年一月一日より改正式の用紙を使用すべし  
●本年七月七日付を以て監獄警以下勤務規程左の通定めらる

和歌山縣

監獄醫藥劑師勤務規程

第一條 監獄醫藥劑師の勤務は一般官吏の勤務時限に據るべし

第二條 醫務所長は典獄の命を受け所假監獄醫及藥劑師を指揮し醫務上諸般の事務を整理し及び衛生診療の事を掌理すべし

第三條 所假監獄醫は諸務并に衛生診療の事に従事し醫療器械を保管すべし

第四條 所假監獄醫は輪番を以て毎夜宿直すべし

第五條 宿直監獄醫は宿直中に生じたる醫務診療に従事し翌日直者出納諸般申摺濟正午退出することを得

第六條 所假監獄醫に於て典獄并に醫務所長退出后急發病者ありたるときは直ちに其要項を典獄醫務長所に報告の上診療に従事すべし

第七條 病監患者は病監に於て毎日少くとも一回診察すべし

第八條 刑事被告人懲治人及被罰者は其監房に於て診察すべし

第九條 囚人の臨時診察は診察所に於て之を爲すべし其女囚は女監に於てすべし

第十條 新入監者の診察及体質検査は典獄指定の場所に於て爲すべし

第十一條 工役場に於ける囚人の服藥は典獄指定の手續に依り日々之を爲すべし

第十二條 在監人の食物検査は日々典獄指定の場所に於て之を爲す

教誨時限

第七條 入監及放免教誨は早出出務時限より午前十一時までの間に於て施行すべし

但人員及勤務上の都合に依り其時間を伸縮することあるべし

第八條 分類教誨は午飯后休後時間に於て其分類必要のものを集め教誨室に於て施行すべし

第九條 個人教誨は其必要とするものに對し入監及放免教誨の前後に於て施行すべし

第十條 隨時教誨は其戒護者を要せざるものは可成監内巡回の際に於て施行すべし

第十一條 監房教誨は囚人還房后其房房に就て施行すべし

●明治廿九年八月十三日付を以て在監人信書取扱手續別紙の通改正せらる

香川縣

在監人信書取扱手續

第一條 在監人其親屬故舊に發信せんと請ふものあるときは(第五條を除く)書信室又は工場に於て之れを認めしめ二課に於て身分帳發信表に詳記し典獄の檢閱に供すべし

第二條 檢閱を経許可ありたる信書は第一課往復主任に於て(發信者番号を記載し)頭置主任に郵便の上速かに發信の手續を爲すものとする支拂を通知し郵便利交取の上速かに發信の手續を爲すものとする

第三條 在監人の發する郵便税は惣て所持金より(所持金なき者)は拂ふものとする

第四條 發信にして監獄期第三十三條但し書及監獄則施行細則第九十六條第二項に該當するものは取扱主任に於て其旨發信表要領の欄に附記すべし

第五條 來信は總て來信表に詳記し許可ありたるものは二課に交付し示済の上は第一課領置主任に交付すべし

但し看察を許されざるは亦は領置を必要とするものは領置願書添へしめ本文の手續を爲すべし

(發信來信の二表様式は略す)

●本年九月十日付を以て入監人の携有貨物領置方に付左の通達せらる

神奈川縣

入監人携有貨物は假令微細のものも雖も總て明細に領置品人別表に登録すべき著の庶務直員に於て取扱ふものに就ては其携有用紙の如き規程の手續を履ますして本人に下付し其だしきは之を領置表に登録せずして直に本人に下付候もの間々有之候に相聞へ不都合に付何物に拘はらず總て之を領置表に明記候は勿論爾後時服登通り帶手拭及履各登訪づ、(囚人を)の外は必ず一旦現品を領置し更に下付情願の手讀を以てするにあらざれば本人に下渡すべき筋に無之候條主任者及其取扱者に於て嚴正注意をなすべし

●本年九月十二日付を以て看守病氣引籠療養規則左の通改めらる

神奈川縣

看守病氣引籠療養規則

第一條 看守疾病に罹り引籠療養を要するときは當日其出務時間前醫師の診断書を添へ届出づべし

但本條の場合に於て診断書を添付すること能はざる事由あるときは出務時間前自ら出署し監獄醫の診察を受け又は本則第九條末段に依り其往診を請ふことを得

第二條 前條の手續に依り引籠療養中のもの其翌日に至り猶全治せず繼續引籠を要する場合に於ては當日午前第九時迄に自ら出署し

看守の認可を経て監獄醫の診断を受くべし

第三條 監獄醫に於て診察を爲したるときは其引籠療養を必要とするものと否とを區別し診断書を作り看守長に交付すべし

第四條 看守長診断書の交付を受けたるときは受診者に對し診断の結果及引籠療養の目数を告知し其引籠療養を必要とせざるものには直に職務を命じ且つ其状況を典獄に具申すべし

第五條 前條告知日限移り尙引籠療養を要する者は該日限内出署して監獄醫の診察を受くべし

但看守長及監獄醫は本條の場合に於ても亦本則第三條第四條の規程に依るべし

第六條 監獄醫の診断に對しては受診者は其療養法に限り質問することを得

第七條 病氣引籠中のものは外出することを許さず

但出外を要するときは監獄醫の診断に依り特に許可することあるべし

第八條 就務中俄に發病し引籠療養せんとするものも亦本則第二條以下を適用す

第九條 本則第二條同第五條の場合に於て重病の爲め本人自ら出署すること能はざるときは監獄醫の往診を請ふことを得

但本條の場合に於ては往診一回に尙監獄醫に對し金拾圓以内の乗車費を受診者より支辨すべし

第十條 監獄醫にあらざる醫の治療を受くるものに其主治醫の住所氏名を届出づべし

第十一條 前條の規程の外必要と認むる場合に於ては看守長をして引籠中のもの居室に臨視せしむることあるべし



◎同情會出版廣告

●行刑新論全部出版豫告

本書の三分の二は既に譯出して獄事叢書紙面にあり然るに目下の一問題となりて當局者の参照となるべき出獄人保護問題のとに及ばず之を看んとを急促さるゝとにより終に全篇の翻譯を了し。以て之を豫約法により全部印刷を計畫せり尤も本書の需用未だ多からざるを思ふにより必要だけ印刷する筈なれば御入用の向は至急に御申込ありたし 定價金一圓 豫約の印刷製本實費は金六十錢なり 爲替は青山郵便支局へ御振込を請ふ

●天福堂 立 志 美 談

主人編

定價三十錢  
郵税六錢

本書は近古の志士立身家の美はしき談話をかな文を以て編輯せしものなれば家庭の教訓書にあてしよろしく、極て文章平易。細密なる挿畫あり。又四人看讀の書籍として可なり、既に再版のものなり以て知るべし本書の需要多きを

東京府南多摩郡澁谷宮益町三十八番地

同 情 會

# 會告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

## ○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)  
 前金五錢五厘 (全)

- 全署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部
- 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
- 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經ノ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

## ○雜則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラレハ其官衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通連便ニ付セラル、并ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一割増タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌宣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 貞

明治二十九年十一月三十日發行 發行人兼編輯人

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 磯村 貞  
 支會所 東京市四ツ谷區荒木町二十七番地 警察監獄學會支會  
 印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 社